

第九十四回国
参議院文教委員会會議録第五号

(一四二)

昭和五十六年四月七日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

四月六日

辞任

玉置 和郎君

補欠選任

浅野 拡君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

降矢 敬義君

大島 友治君

世耕 政隆君

勝又 武一君

下田 京子君

井上 裕君

山東 昭子君

内藤三郎君

仲川 幸男君

松浦 功君

小野 明君

粕谷 照美君

本岡 昭次君

柏原 ヤス君

高木健太郎君

小西 博行君

国務大臣

文部大臣 田中 龍夫君

政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部省初等中等
教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君
文部省学術国際
局長 松浦泰次郎君

文部省体育局長 柳川 覺治君

文部省管理局長 吉田 壽雄君

文化庁長官 佐野文一郎君

文化庁次長 別府 哲君

事務局側

常任委員会専門
員 瀧 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

委員

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

本案は、前回の委員会で趣旨説明を聴取いたし
ておりますので、これより直ちに質疑に入りま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 まず、文部大臣にお尋ねします
が、大学の問題を考えていくときに、私はどうし
ても、学歴主義とか受験競争の解消を大学の側か
らどのように迫っていくのかということをお尋ね
て考えていかなければならぬんじゃないかと考
えるんです。いま世間を騒がせ、子供を持つ親を
非常に不安な状態に陥れている早稲田大学のあの
不正事件の問題も、言ってみれば、日本の社会に
根強く存在している学歴主義の問題が象徴的にあ
る形になってあらわれてきたものだ、この
ように考えるんです。どんな手段を講じてでも早

稲田の学歴、肩書きが欲しい、そしてまた一方で
は、そのことを利用して金もうけをしようとする
人たちが、また企業あるいは官公庁の側も、高等学
校卒業生よりも大学卒業生、大学卒業生の中でも
有名校の卒業生をと、こういう一つの風潮がある
限り、どうしてもあの種の事件というものは根絶
やしできない、私はこう考えています。結局のと
ころ、その根源にある学歴主義というものをどう
するかということを文部省がしっかり考えていか
なければならぬ。こう思うんですが、文部大臣
のひとつ御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま本岡委員から
御発言のありました学歴偏重社会の問題、それは
まさに同感でございます。

御案内のとおり、日本が新しく封建社会から
新生日本として明治維新の新政府ができたとき、
そういうふうなところからの一つの伝統的なものが
あるかもしれません。あるいはまた国際的にも、
イギリスのケンブリッジとかオックスフォードと
か、あるいはアメリカのハーバード大学などと
か、いろいろの有名校というものがありますが、
今日われわれが一番考えていきたいことは、教育
というものの機会の均等であり、同時に学歴社会
というもののから一歩出て、そうして広く開かれた
大学である。そういう点から申しまして、私ども
は、一つの例でありますけれども、放送大学なん
というふうな新しい一つの動きなども、これも一
つの学歴偏重社会をある程度まで修正をする過程
でもあるかもしれません。しかしながら、ただいま
も御指摘のように、われわれは学歴社会という
もののからを破って、そうして開かれた姿にした
いのだと、かように念願をいたしております。

○本岡昭次君 放送大学が果たして開かれた大学
として、学歴主義というんですか、学歴社会、そ
うした忌まわしい問題を解決するきっかけになる

かどうかは、また放送大学法案のところでも十分論
議をさせていただきたい、私はこう考えるんで
す。

いまの大臣の御答弁では一向要領を得ないわけ
で、こうした早稲田大学のような事件が起こって
いるときにこそ、大胆に学歴主義あるいは学歴社
会というものにメスを入れる必要があると思っ
ておられますか。

かつて永井元文部大臣は、四頭立ての馬車とい
うふうな表現をされたが、学歴主義、学歴社会
の問題に文部省として大胆に迫っていかなければ
ならないというふうなことを述べられて、子供た
ちを持つ親、また学歴社会の矛盾というものを解
決しなければならぬと思っている多くの識者に
大いに勇気を持たせたわけですが、文部省は一体
いままですべて具体的にこの学歴主義というふうなものを
解消することについてどのように努力をしてきた
のか。このことが早稲田事件というふうなもの
に対する政府の国民に対する一つの答えではない
か。私はこのように思いますが、その点につい
てはいかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど大臣からお答え
したとおりでございますが、具体的な取り組みと
してどういふことをやっているのかというお尋ね
でございますが、具体的な学歴偏重社会の解消と
いうことについては、もちろん文部省側でもいろ
いろ施策を講じておるわけでございますが、さら
に広くは企業を初めといたしまして、国民各層の
理解と御協力を得て進めていかなければならぬ
事柄だと考えております。

文部省といたしましては、たとえば教育課程の
改定でございますとか、あるいは入学試験制度の
改善というふうなことににつきましては、共通一次
試験を初めとして具体的な取り組みを進めてきて
おるわけでございます。さらに言われますところ

では、大学等におきまます格差の是正と申しますか、地方の国立大学の整備充実というように、ことにも取り組んでいるわけでございます。そうしてまた大学全体の制度につきましても、大学の社会に對します開放でございますか、あるいは大学の単位取得その他につきましても弾力化を図るといふようなことで、学生個々人の能力、適性を伸ばすといふようなことや、特色ある教育研究活動を展開できるような形で大学教育そのものについても内容の改善充実を努めているわけでございます。そういう制度の改善を踏まえまして、私も

としては、大学について言えば、国公私立を通じてたわが国におきまます高等教育機関の均衡のとれた多様な発展と特色のある内容を持たせるといふようなことで、個々の大学にそれぞれ特色を持たせながら、特定の一部有名大学にのみ志向するようないふことのないように進路指導その他を通じても具体策を講じているわけでございます。

しかしながら、最初に申し上げましたとおり、もちろんこれは大学なり文部省側の取り組みだけで解決できるものではございませんので、たとえば就職に際しましての指定校制度の改善等につきましても、企業その他にも労働省等を通じてあわせていろいろと働きかけもいたしておるわけでございます。たとえば指定校制度の問題にいたしましても、順次私どもとしては改善の方向は見えてきておるといふぐあいに考えているわけでございますが、就職等に際しまして、企業なり社会全体がそういう学歴偏重というふうな考え方を打破していく社会全体の取り組みが必要であらうかと、かように考えております。

○本岡昭次君 きょうはこのことを論議するのが本旨ではありませんが、その程度でまた次の機会に譲りますが、ぜひ文部省にお願いしたいのは、先ほどおっしゃった文部省側として大学の格差を是正するとか、あるいはまた大学の方の弾力化、あるいはまた企業の側に労働省等を通しながらさまざまな働きかけをしたというふうな事例がいま述べられましたが、ひとつ資料として、私ま

だそうしたものを持っておりませんので、文部省が具体的に大学側に働きかけ、また労働省と協力しながら企業の側に働きかけていったその資料等がありまして、ひとつ一括していただければありがたい、このように思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま御答弁申し上げた点でございますが、なお具体の事例について御説明する材料は出すようにいたします、かように考えます。

○本岡昭次君 そこで、先日の三月三十一日の新聞で見たか、東大の前学長が退官時に、学歴社会、受験戦争について東大の責任は大きい、肩書きになる卒業証書は廃止したらどうかというふうなことが新聞に報ぜられていたわけなんです。東大の前学長が退官する際に、自分の跡を継がれた学長にあるいはまた東大そのものに対して、いまの学歴社会、受験戦争、そうしたものを解決していく一つの方途として、まず東大から卒業証書を廃止したらどうかという提言をされたということとで、まあ退官されたときの話ですから、そのことについて東大の学長としての責任というものはないわけですが、しかしこのことの持つ意味は非常に大きいと私は考えるんですが、文部大臣、このことについてひとつ御見解いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 私は二つの意味を持っておると思っております。一つは、学歴社会というものの、そういうふうな姿から、本当に開かれた大学としての理想を実現するために、東大の学長という一つの立場ということで向坊さん御自身が言われたということは、一つの大きな意味を持つということが一つですね。

もう一つは、学長として学生諸君に対しては、つまり肩書きだけを評価して、いまの東大という肩書きだけで今後の人生に門出をするということとはよくない、つまり個人としての能力とかあるいは人柄を中心として人間として評価される人間にならなきゃいかぬのだぞという意味と、私は後輩

に対する指導の面でも言われたことでもあると、かように考えます。いまのそのことは、とかく人生という長い航路の中において、自分が東大を出たからもうそれでもいいんだ、エリートになっただんだというふうなまじつかな物の考え方を捨ててなきやいけない、東大なんていうものは、それを出たというだけであって、後は人生航路における不断の努力と不断の修養、勉強というものが肝心だぞということを私は後輩に厳しく言われた意味もある、かようにも考えております。

○本岡昭次君 後半のその意味は私も文字どおりそうだと思うんです。

そこで、文部省あるいはまたわれわれ文教委員会に所属している立場の者が論議する場合は、文部大臣が初めの方に述べられた、いまの社会にある学歴社会という問題に対して東大の頂点に立つ東大が言ったということに一つの大きな意味を持つ、その意味を一体的に政治の場での議論に解決していくのかということだろうと考えらるんですが、ひとつ文部省として、この前学長の肩書きになる卒業証書を廃止したらどうかという提案ですね、この提案を受けとめて積極的に検討してみただけの値打ちがあると、私はこう考えるんですが、いかがですか、その点は。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的な事例で申し上げますと、卒業証書そのものは、これは卒業の事実を証明する文書というふうな性格を持っておりますので、それ自体を廃止するということは学校制度上非常に大きな問題であるかと私も考えます。

ただ、向坊前東大総長が言っておられるのは、卒業の事実の評価について、個人の能力や人柄を中心として評価するようにすべきでないかというふうなことを「卒業生諸君に贈る」という東大の広報に述べられている点を読みますと、そういう点に重点を置いていくようにうかがえるわけでございます。

考え方としては、先ほど御答弁申し上げたような学歴偏重社会の打破ということについては積

極的に取り組まなければならぬ事柄でございますが、卒業証書そのもののことについては、そういういろいろなお検討を要する点はあるうか、かように考えております。

○本岡昭次君 この点はもうこれで最後にします。大学の側から積極的に、この学歴社会なり受験戦争の解消の問題、これを提起されるべきであらう、このように思っています。

そういう意味で、東大の前学長が述べられたことに私は大きな意味を持つんですが、そこで文部大臣、青少年の非行とか校内暴力、家庭暴力、こうしたさまざまな問題にかかわって、政府として、青少年問題の対策閣僚協議会ですか、というふうなものを、総務長官の音頭取りで、文部大臣、自治大臣等が中心になって内閣の中に閣僚会議をつくっていったらどうか、こういう話があるようなんですが、そうした話し合いあるいは会議の中の一つの大きなテーマとして、いま若干論じました学歴社会の病根を断ち切っていくためにどうしたらいいの、具体的に言えば、早稲田大学のような入試に、あるいはまた単位の取得に、卒業にかかわって起こるあまたの不正事件を根絶していくためにどうしたらいいの、かというのとつながって来ると思いますが、そうしたことを一つのテーマとして、そうした閣僚会議の中で議論をしていくべきだ、このように考えるんですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生の言われることもよくわかります。わかりますが、今度つくろうといたしております青少年問題の会議というものは、先生のいまおっしゃった目標とはちよつと意味が違ふんじゃないかと思ひます。それは広い意味で学校問題、学歴問題、そこまで取り上げていくのかどうか、もっとターゲットをしぼった姿に於いての当面の青少年非行問題というもののからスタートをするのだらうと思ひますが、それがだんだんと議論が展開されて、いまの学歴問題からお話しするようなところまで発展したかどうか、ちよつと私だけはいまここで申せないと思ひます。

しかしながら、もちろん学歴偏重ということ、またさらにそれを前提におきまして家庭における勉強の非常な過重の問題とか、教育ママという言葉がいかにも悪いかわかりませんが、そういうふうな問題から、いろいろと論議は尽きないと思ひますけれども、学歴偏重問題、ことに当該府発言というものと青少年対策の非行問題とは必ずしも直結しないように、少しニュアンスがずれておるようにも思ふんであります。私は、いまの青少年問題の今度の三府庁会議というものの内容ということを含め申し上げたわけです。

○本岡昭次君 私直接東大の卒業証書をなくせとかいうふうな事柄に引いて言っているわけじゃない。これは一つの例として引いているわけじゃない。いまも文部大臣も言われたように異常な大学進学にかかわる問題があるんですね。何かきょうの新聞ですか、きのうですか、載っておったように、息子は就職したい、各種学校へ行きたいんだというのを、親がどうしてもおまえは大学へ行かねばならぬと言つて、母親が息子と無理心中をしたとかいうふうな、どう考えても理解のできぬようなことが社会に起こっている。そういう状況はたくさんあると思ふんですね。本人は大学に行く必要がないと思つても、学歴社会の中で親としてはどうしても大学だけは行つておけというふうな問題が本人の意思と違ふところに起こる。またその逆の場合もあるでしょうし、青少年の家庭暴力とか非行とか、あるいは自殺とか、あつてはならないような、そのために親子心中するとかということの原因が、どうしても大学というもののあり方にかかわつてくるということは、これは否定できないと思ふんですね。

そういう意味で、せっかく政府の中で青少年のあり方について集中的にいろいろな立場から議論する、そうした場ができるんならば、その中でこの学歴社会というものの根絶を目指してどのような政府として具体的にメスを入れるのかということが、しっかりと一つの柱に据わつていなければ、それは片手落ちであり、政府としては全く

無責任な論議になつてしまふんではないかと思ひますので、ぜひそうしたものを積極的に取り上げていただきたい、こういうことを申し上げたわけなんです。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生のおっしゃることもよくわかるわけです。同時に、いま大学局長が申したように、一方においては、なぜ一体有名校に非常な競争を押し切つていきたいかといふと、結局そこを卒業した後の生涯、人生において非常に優位に立つ、あるいはまた指導的な立場を持つ、これなんかというものは、まさに明治維新後の東京帝国大学というものを出たらばその人の生涯が約束づけられるといったような時代と、今日のような社会環境とは非常に違ひまして、大学なども本当にあり余るほどのたくさんありつぱな大学ができ上がつておるわけです。

しかしながら、もう一つの面は、いまの生涯エリートとしてその人の人生において約束づけられるという中には、今度は会社やなんか採用するときに、指定校といったようなものになることが今度は逆な影響を持つわけで、そういう点は先般、子女教育振興財団の関係の会議がありまして、有名な財界の巨頭の方々が集まりになつたことがありますが、そのときの話の中で、たとえばソニーの盛田さんなんかは、自分のところは学歴のあはれは言わないことにしている、結局自分の会社に採用してから、そのかわりその人の能力に応じて、その人の努力に応じて点数を厳しくつけていくんだ、学歴なんというものは問わないで採用は非常に広くオープンにするんだ、こういうふうな主張も言われ、幾つかの著名な財界人の方も、自分の会社じゃいまの学歴のことよりも本人本位ということにかけて、そうして採つた後の努力でもつて評価する、こういうことも言われております。

そういうふうな、学校そのものが特殊な立場をとつてエリートをどうこうというんじやなく、反面においては、それを採る方の側で、受け入れ体制として学歴偏重あるいは指定校なんということ

を打破していかないと、両々相またないと目的はなかなか達せられない、こういうふうな思つております。

○本岡昭次君 次の問題に入りますけれども、最後に、おっしゃるとおり、企業側、それはあれでしょう、国家公務員の採用だってそうだと思うんですね。地方公務員の採用、文部省のいまの職員の方がそれではどういう学歴で構成されているんかというふうな点、いろいろありますよね。だから、そういうものを総合的に検討するところに値打ちがあるんだと思ふんですね。そこには労働大臣も出てもらつていまのような話をすればいいわけですから、ぜひともこれはそういうことを文部大臣の方から積極的にその中で議論する柱としていただきたいということを要望申し上げて次に行きます。

私は、国立学校設置法の一部改正ですが、その中で鳴門教育大あるいは鹿屋の体育大学等々々とあるんですが、鳴門の教育大学の問題にしばつてひとつ質問をしていきたい、このように考えております。

そこで、上越、兵庫に続いて鳴門市に教育大学を設置するということであるわけですが、一体鳴門市というところに教育大学を設置しなければならぬ積極的な理由というのはいかゞなんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 鳴門教育大学についてのお尋ねでございますが、実は新しい教育大学の設置につきましては、四十九年以来調査が具体的に進められてきておりまして、兵庫、上越、鳴門と当初の創設準備調査というものが進められてきておつたわけでございます。その間いろいろと経緯があるわけでございますが、兵庫に続きまして、上越については、立地条件なり地元の協力体制等というふうなものが整つたという判断に基づきまして、五十三年度に兵庫とともに創設に踏み切つたという経緯がございます。

なお、鳴門についてもまたお尋ねもあらうかと思ひますが、徳島大学の教育学部との問題等をも

踏まえまして、今日まで準備を進めてきておつたわけでございますが、地元の全体の体制も整いましたので、今回国立学校設置法の一部改正ということで御提案を申し上げるに至つておるわけでございます。

したがしまして、私どもとしては、当初鳴門について調査することに決まつた時点では、いろいろ総合的な判断というものがあつたかと思ふんでございますが、そういう従来の長年の設置調査の経緯を踏まえまして、鳴門に教育大学を設置するということ御提案を申し上げておるわけでございます。

○本岡昭次君 主として地元の受け入れ体制というものが非常に重要な要件になつておるような話になるんですが、鳴門というのは徳島県で兵庫県といわば隣接しておるわけですね。淡路島、淡路からは橋でもできればもの十分ほどで行けるようなところですよ。なぜ兵庫と鳴門というこの近接したところに教育大学というものが次々と設置されるんですか。地元の受け入れ体制ということだけが理由なんですか。国立大学だから、やはり国として設置する積極的な理由がなければ、地元が来てくれ、来てくれということだけで、それではどこにでもつくりますということではちやうと国立大学としてはおかしいと思ふのです。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほども申しましたように、そういうことを踏まえまして総合的な判断ということ申上げたわけでございます。調査費が当初予算化されました当時、一つの、何と申しますか、観点といたしまして、地元からの御要望というふうなこともあつたわけでございますが、もちろん地元の要望ということだけで具体的な調査に踏み切るわけではございませんので、その点の一つの観点としてそういうことも検討課題の一つということ申上げたわけでございます。

御案内のとおり、教育職員養成審議会の建議等におきましては、たとえば各ブロックごとにこういう新しい教育大学をつくるということも考えら

れるというような趣旨の建議もあつたわけでございますが、それらも教育大学を考えるに当たつての一つの重要な建議と私どもは受けとめて検討を進めてきたわけでございます。具体的にただ各ブロックごとに設置するところまで踏み切つておられますように、上越、兵庫と並びまして、鳴門の三つの教育大学をつくるということで、私どももいたしましては、当面この三つの教育大学の整備充実に全力を挙げるといふことで対応をいたしておるわけでございます。

地理的に兵庫と大変近い場所であるという御指摘でもございまして、その点は確かに地理的な距離から申すと、大変近い点にあるといふことは御指摘のとおりでございますけれども、四国地区といふことも頭に考えられるわけでございますし、その点は、先ほども申しました当初の発足調査に着手するに至つてから今日までの経緯というものも踏まえまして、この鳴門に教育大学をつくるという考え方については、すでに調査を始めました段階からそういう対応で来ておるといふのが今日までの経緯でございます。

○本岡昭次君 どうもさっぱりわからへんのですかね。総合的判断とおっしゃつて、総合的判断がずつと聞けるんかと思つたら、全然おっしゃらないわけですか。

いまの局長の話から私なりに解釈すること、理解できることは、要するにブロックごとにつくろうとした、というのは国として総合的な一つの見地から、徳島、鳴門は四国だからたまたま徳島と、それは高知であつても、愛媛であつても、香川であつてもよかつたんだと、こういうことになつてくるわけですね。

そこで、いまあなたがおっしゃつたブロックごとにとつてその総合判断でいけば、これから九州にも中国にも、そしてまた関東地区にも東北にも北海道にもというふうに大学が設置される中の一つとしての総合判断だと、こういうふうに受けとれるんですが、そういうことになるんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほども申しましたように、教育職員養成審議会の建議ではそういう提案もあつたわけでございますが、具体的に教育大学の設置の構想なり準備を進めるに当たりましては、上越、兵庫、鳴門、それから当初は実地鹿屋についてもそういう考え方であつたわけでございますけれども、鹿屋についてはその後の調査の段階で、総合的な体育についての高等教育機関の設置といふことで今日まで調査を進めていたのだいて、今回鹿屋の大有大学といふことで設置を御提案申し上げておるわけでございます。

その後、既設の教員養成大学学部、特に大学院の整備といふものを積極的に図るべきであるといふいろいろな御意見もございまして、教員養成の全体といたしましては、当面新構想の教育大学としてはこの三つの整備に全力を挙げまして、さらに既設の教員養成大学学部の大学院の整備といふことも同時にあわせて行つた方向をとつたわけでございます。

したがしまして、その両者相まちまして、全体の教員養成といふものを進めていくという考え方を基本といたしたわけでございます。そういう意味で、全体的な考えから申せば、なおブロックごとに整備をするという考えも一面あるかと思ひますけれども、ただいま私どもが考えております教員養成、教員の資質の向上という観点からとつておりますところは、大学なり大学院の整備という点で申し上げれば、この三つの教育大学は現職の教員の研修を中心にした大学院を重点に置いた大学でございますが、さらに既設の教員養成大学学部においても大学院を整備しながら、両々相まって、教員養成について既設並びに新設の大学を通じてその資質の向上を図るといふ考え方で対応しているところでございます。

○本岡昭次君 そうすると、ここでひとつはつきりおっしゃつていただきたいんですが、新構想の教員養成大学といふものを設置していくというこの文部省の施策については、当面この三校でもつてとどめる、そしてそれを整備する、さらに既設

の教育系大学の学部あるいは大学院等も整備充実して、そして両方相まって教員養成の充実強化を図るといふことで、ブロックごとにこれをさらに次々と設置していくといふことは文部省として考えていないといふふうな受けとめていいんですかね。

○政府委員(宮地眞一君) 私どもとしては、当面そういう方向で臨んでいるところでございます。○本岡昭次君 そこで、徳島大学の教育学部の話も先ほど出ましたが、兵庫でもこれが設立されるときに、神戸大学の教育学部と兵庫教育大学の学部あるいはまた大学院、それぞれの競合関係――一つの県内に教育系大学が二つあるといふことは、過去師範学校の時代から決して好ましいことは起こつていないわけなんです。それだけが学閥、派閥をつくつて、そして勢力を相争うといふふうなことがありまして、その忌まわしい経験を私も兵庫の教員の一人として味わつておるんです。

がね。だから、この徳島教育大学と教育学系の新構想の大学ができるというその事柄が、どうもそういう意味では理解できないんです。

というのは、徳島教育大学を拡充整備すれば事が足りるんじゃないかと、こういうことなんです。ね。そしてまた徳島県では二つの大学をつくらなければならぬほど、あるいはまた四国全体で、あるいはまたその隣接する近畿とかあるいは中国、そういうところで教員のなり手が非常に少なくて、とにかく教育系大学をつくらなければならぬというふうなことがあるならば、それはそれなりの教員養成といふことで理由が成り立つと思ふんですが、文部省側からいただいた資料では、そういうことでは全くないわけ、たくさんの方の免許状を持つておる人がおり、そして採用試験には多くの有資格者が殺到して、そして科目によつては十倍、小学校でも六倍、七倍、そういう難関を突破して教員がいま採用されていくわけ、そういう意味で、徳島県にこれをつくる

といふことの意味が全く私には理解ができないわけなんです。そういう点についてはいかがですか。

○政府委員(宮地眞一君) 兵庫の教育大学の場合は、兵庫県という立地条件を考えまして、既設の神戸大学の教育学部については入学定員その他について変更を要することはないという判断のもとに兵庫教育大学といふことで新設をいたしたわけでございます。上越教育大学の場合についても、考え方としては同様の考え方でおるわけでございます。

ただ、御指摘の徳島大学の教育学部との関連についてでございますが、鳴門の教育大学の新設について申し上げますと、この新しい教育大学は、教員の資質、能力の向上という社会的要請にこたえるために教員に大学院での高度の研究研さんの機会を確保するといふ、一言で申せば、大学院にウェイトを置いた大学であるわけでございます。そういう意味で、単に地域の教員だけを対象にするわけではございませんので、むしろ言えば、広く全国各地からの教員の大学院での研究研さんの機会を広げるといふことがねらいでございます。

しかしながら、一面、新構想の教育大学、これは兵庫、上越も同様でございますけれども、初等教育教員の養成の充実を図るといふことも考えているわけでございます。これはねらいとして、学校教育におきます実践的な教育研究といひますか、そういうふうなものを推進するといふ考え方で、現場の具体的な要請にこたえるような教員を養成しようといふ考え方で初等教育教員養成課程を置いているわけでございます。

そういったしますと、徳島大学の教育学部との調整問題を鳴門に教育大学を置く場合にはどうしても考えなければならぬといふこともございまして、従来から徳島大学教育学部との間にその間の調整を図るといふ考え方で、今日まで創設準備という段階で進めておつたわけでございます。率直に申しまして、上越、兵庫の教育大学の発足とこの鳴門の教育大学の発足と時間的なずれが生じましたのも、そういう徳島大学の教育学部との

調整ということに時間を要して、鳴門の教育大学の御提案が今日までずれてきたというのが、今日までの折衝の経過ということになるかと思ひます。

考え方としては、徳島大学教育学部との調整問題についても、私もとしては了解に達し、徳島大学の教育学部としても内部での検討をさらに進めていただいておりますのでございませうが、ねらいとしては、この新構想の教育学部は兵庫なり上越なりで考えておりますのと同様なものをねらいとしておるわけでございまして、そういう意味では、鳴門に新しい教育大学をつくっていくということは、私もとしてはそれなりの意味があるものと、かように考えております。

御指摘の点は、徳島大学教育学部を充実すれば何も新しい大学をつくらぬでもいいではないかという御指摘でございますけれども、私も私としては、先ほども言いました新教育大学のねらいというものが、大学院におきます教員の研さんを中心にしたものであり、かつ初等教育教員養成課程を学部として持つものであって、それは現場の実践的な教育研究を推進するに本当に役立つ教員を養成するというような、そういう新しいねらいをこの新構想の教育大学ではぜひ実現したいというところでお願ひをしておりますのでございませう。

○本岡昭次君 いまの話を総合的に聞いておりますと、私が言ったように、とにかく先生の免許状、教員の免許状を持っておる人はたくさんいるんだ、そして、なりたいたいという者もたくさんいる、教員の採用試験はいま大変な状況にあるわけだ、合格しても先生になれない、採用されないという人間もたくさん出てくるような状態なんですね。だから、教員を採用するに教育委員会は何も心配する必要はない。かつてはキャラバン隊を編成して、先生のなり手ありませんかというて、兵庫県なんかでも四国、九州、中国と、まことに失礼な話ですけれども、組合も一緒になって先生集

めに回ろうかといったときもあったことかと思へばこれは大変な——先生のなり手がたくさんおつて、教育の条件としては非常にいいわけなんですよ。その上になおこういう新しい新構想の大学をつくるのであれば、何というか、私の考えでは、文部省にとつて、それは考え過ぎだと言われるかもしれないけれども、そこに何か別の意図があるのではないかと思へて仕方がないです、これ

いまの教育系の大学ではだめなんだ、いわゆる開放教員制度、教員養成が開放制になっていて、私立大学であらうと国立であらうと公立であらうと、教員に必要な講座を履修すれば単位が取れるといういまの状況の中からはよい教員は得られない、だからとにかく教員のための大学をつくらね、だから徳島に徳島大学があつて、現にそこに教育学部があつても、それは文部省の方からすれば、現在の教員養成の立場からは役に立たないんだ、だからつくらないで、それでこつちの教育学部をできればぶつぷしてしまえと。何かまるで企業のスクラップ・アンド・ビルドみたいな形を持って行き方というふうに私は受けとめられて仕方がないんですが、そのところを論議しておると、恐らくこれはもう解決つかぬだろうし、私はやめます。

ただ一つだけその点ではつきりしておいてもらいたいことがあるのは、それは私学であらうと公立であらうと国立であらうと、一般の大学で教員の免許状を取つて教員になる人、あるいは既設の教育学部の大学で教員の免許状を取る人、また新構想の大学を出て教員の免許状を取る人、その免許状というのは、これはもう変わりがないんだ——あなたはいま特別なことをおっしゃったね、現場にすぐ役立つとか、他の大学ではできない教員をそこで養成するんだというふうなことをおっしゃったわけですが、免許状において、将来にわたつて、あるいはまた教員になることについて、特別な優遇措置を新構想の教育大学の卒業者に一切与えない、皆平等に教員としての採用、待

遇すべてが行われるんだという保証をここでびちつとしておいてもらわなければ——大学院の方はこれはされてありますからね、文書でもつて、いままでたびたびそういうことの答弁あつたと思うんですが、いま改めて私にそのところをはつきりさしていただきたいと思います。

○政府委員(官地貫一君) 今日、教員の養成制度なり免許制度のあり方というのについて、今後の検討課題として指摘されている点はいろいろあるわけでございます。しかしながら、この鳴門教育学部を含めまして、新しい教育大学の学部の卒業生についてのみ既設の教員養成大学学部の卒業生と異なる特別措置を講ずるということは考えていないところでございます。その点は、既設の学部の卒業生でございましょうと、この新教育大学の学部の卒業生でございましょうと、その点は、免許制度なり待遇面で異なる扱いをするというところは考えていないところでございます。

○本岡昭次君 いまの学部というのは、教育学部の学部じゃないかって、一般の国公私立全部含めて、教員としての資格を取る大学はたくさんありますね、取れる大学、それも含めてのことですか。

○政府委員(官地貫一君) 戦後の免許制度はいわゆる開放制をとつていてというのが根本原則でございます。まして、開放制をとつていては、国公私立を通過して申しますと、免許資格の点から申せば、全く同一の扱いであるということでございます。

○本岡昭次君 そこからさらに突っ込んでいきたいんですけれども、それはやめておきます、これはやこしい話になってしまふので。

そうすると、この問題について、私の考えは、新構想教育大学というものをことさらにつくる必要がない、わけてもたつた三校しかできぬという状況の文部省の施策というものがどうも合理性を欠くと言わざるを得ないんですよ。そういうことで私の結論としておきます。非常に合理性を欠く一つの大学の設置であり、必要がないものをつくつていふというふうには私は考えますが、そのところ

の議論はやめておきます。そこで次に、附属校の問題について伺ひたいんですが、鳴門教育大学にも附属校が設置されるかと考えるんですが、その鳴門教育大学の附属校の設置の構想はどのようになつていますか。

○政府委員(官地貫一君) 鳴門教育大学の附属学校の設置の構想というお尋ねでございますが、先ほどもちょっと申し上げたわけでございませうが、徳島大学教育学部の改組の構想というものがございまして、これから具体的に進捗するということになるわけでございます。具体的な設置の場所なり形態というふうなものについては、そういう徳島大学教育学部の改組の具体的な構想の進捗状況の推移等を見ながら、今後創設準備室において具体的な検討を行うということにならうかと思つてございませう。具体的には昭和五十九年度まではその結論を得る必要があるわけでございませうが、私どもとしては、もちろんこの際、兵庫教育大学の場合の経験も十分踏まえながら、慎重に円滑な処理ができるように対応していく所存でございませう。

○本岡昭次君 いまの御答弁でいいわけですが、兵庫の教育大学の附属がもたらした地元へのさまざまな影響、ぜひそうしたものを参考にしたいだきたいと思つてございませう。鳴門教育大学の設置される場所も、地図の上で見せていただいたんですが、鳴門市といつても人口六万程度で、大都市じゃない、小都市の部類です。兵庫教育大学が設置された社町というのは、それは一万数千の小さな町ですけれども、その周辺は兵庫県の百万都市構想ということを進めながらやつていて、中心地であるわけですね、そういう面では、子供たちが附属へ通うという立地条件では鳴門よりもいいんじゃないか、こういうふうに見えていふんです。しかし六万という鳴門市というものを直接抱えていふところからは、これは兵庫教育大学よりもいいのかなと思つてみたりもするんですけれども、どちらにせよ、兵庫教育大学の谷口学長もおっしゃつておられるんですが、附属校をつくる

いうことについて、いままでも師範の附属の時代からいろいろな経験を持っているけれども、兵庫県の社町というあつた農耕地帯に附属をつくったというところに対する経験は初めてなんだ、だから非常にいろいろな問題が起きているというふうにおつしたわけ、そのことをやはり参考にしてやってもいいと思ふんです。

昭和五十六年度の兵庫の附属の新生、二年生、そして四年生、五年生の各学年の人数、クラス数、一クラス当たりの児童数、そして先生の配当数、あるいはまた事務職員、養護教諭、こうしたものはどのようになっておりますか、現況をちょっと報告していただけないか。

○政府委員(宮地貫一君) 兵庫教育大学の附属小学校の昭和五十六年度の児童数でございますが、一年生が七十人、二年生が八十三人でございまして、四年生が四十六人、五年生が四十四人というところが見込まれております。これは五十六年度の四月の初めの数字でございます。

なお、学級編制でございますが、一年生を三学級に、二年生を三学級に編制をいたしております。四年生と五年生はそれぞれ二学級で編制をいたしております。

なお、教員につきましては、校長は併任の教授でございますが、ほかに副校長一人、教諭十五人。これは昭和五十六年度の増員分が八人でございまして、それから養護教諭一人を配置するというところにいたしております。

○本岡昭次君 いずれも定数が百二十人、百二十人に対して一年生が七十、二年生が八十三、四年生が四十六、五年生が四十四と、こういうことで、一クラス当たりはそれぞれ二十人台ということでまことに行き届いた教育条件のもとにこれは皆勉強しているわけなんです。

そこで、なぜこの百二十人の定数でありながらこのような生徒が集まらないのかという問題は、前回も論議していただきましたけれども、基本的に附属の立地条件に無理があったということ、そこに附属の学校をつくったということに無

理があったということを確認した上で、それでは一体どうするのかという話合いが始まりました。と、地元に変な混乱をもたらすというふうな考えでいるんですが、前回はその考えを否定されて、いや、そうじゃない、どこでも初めはこういう状態から始まるんだ、やがて先生が心配されなくてもきちんとした人数をそろいますというふうな局長はおっしゃったんですが、その点いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 兵庫教育大の場合附属小学校の立地問題があるのではないかと、お尋ねでございますが、私もお尋ねいたしました。これは、立地条件なり地元の協力態勢というふうなことも総合的に判断しまして、現在地に附属小学校を置くというところを決めたわけでございます。附属学校の使命をいたしましては、通常の学校教育のほかに、附属する大学学部との教育研究に協力するというところ、学生の教育実習の場としての機会を果たすということが目的としてあるわけでございます。基本的には大学との地理的な関係は近い方が好ましいということで、地元の教育委員会とも協議して現在地に設置するに至ったわけでございます。

御指摘のように、児童が集まっていけないという現実があるわけでございます。私も私として、五十六年度からは新校舎になるわけでございますけれども、五十五年度までは仮校舎で実施しておりましたことやら、したがって給食が実施できないというふうなような条件もあったわけでございます。私も私としては、この附属学校の目的なり性格というものは、この附属学校の理解が深められて、また大学や附属学校そのものが地域の教育研究の向上という面でも積極的に協力していくというふうな、地元との関係では、地元の学校教育の向上のためにこの大学なり附属学校が役に立つということが必要なこととございまして、積極的にそういう役割も果たすようになることを念願をいたしているところでございまして、順次附属学校の充実も、私も私としては今後その充実

については、なお多少年月を要することかと思ひますけれども、その点を十分見守りながら充実に努めてまいりたいと、かように考えております。

○本岡昭次君 私も年月を要すると思ふんですが、しかしいたずらに腕をこまねいて年月を過ごしていくというのでは私は解決しないと思ふ。いま局長が言われたように、地元の理解を深める、また地元の教育レベルというものがそこに附属が来たことによって全体として上がっていくんだというふうな、そういうふうなものに対する積極的な附属側の、あるいは国として、政府としての理解、対応がなければならぬと思ふんです。

そこでお伺いしますが、一番の問題は、この地域は都市でありまして、附属に子供が転校していくことによって学級減が具体的に起こっているんです。たとえば小学校というところの現在の四年生は、三年生のときに百四十二名で四クラス、一クラス当たり三十五人の子供が勉強してきて、これは一年からずっとそういう形で来たんです。ところが、四年生の募集が始まって附属へ二十三人が転校する。そうすると四年生になったときには百十九名で今度は三クラスになった。そうすると一クラス当たり四十人で勉強しなくてはならなくなると、こういう変化が現に起こる。

また、新一年生は、附属がない場合は、百五十八名の子供が小学校に入學しているはずのものが、四十二名附属に行つたということによって、新一年生は百十六名と、こうなつた。二六％の子供が附属に行つていく。

で、ある町内では、二十人その近くの小学校という公立へ通うべき子供がおるのに、その中の十七、八人まで附属へ行つてしまつた、公立へ行くとわづか一人か二人という状態なんです。公立に行く方の親が、これは大変だ、私の子供も附属に行かさないかぬのかというふうなこと。もし全部附属に行つてしまふと、その地域と公立の学校の関係は全く切れてしまふわけなんです。で、ああいう田舎ではいわゆる地区対抗、学級対抗、レリーとか、いろいろなそういうことをやる

んです。その地区から選手出すんだけど、その子供は一人もその学年はおらん、皆附属へ行つてしまつておるといふふうなこと。それで新宅と本家があつて、新宅の子供は附属に行つた、本家が、おまえは何しとるんやというふうな、何か全然関係のないところで悶着が起きている。解放学級というふうなものがあるんですが、いままでも皆一緒にそこで同和教育の問題を勉強しておつたのに、附属に行つたら、その子供はもう解放学級へ来なくなる。みんな公立の学校へ行つてるときは、親が交通当番ということで町々に立つてその子供の登下校の安全を圖つておつた。しかし附属へ行くとなくなつたら、その附属に行く子供の親は一向解決されないままに地元は大変混乱と不安の中に巻き込まれていくんです。

それで、また現在滝野東というところでは九十二名の子供がいます、四年生。これは非常に微妙な学年でして、二人の子供が附属へ行けば、たちまち二学級になつてしまふんです、いま三学級でして。

こういういふ例を挙げましたけれども、いろいろな条件を附属の募集される対象校の中に抱えているんです。そういう事態を知つた上で、一、二の問題、当面の問題としてぜひ文部省に対応してもらいたい。先ほどおっしゃつた、地元の理解を深めるとか、地元の教育の水準の向上に役立てるんだ、附属が来たことによって教育条件が悪くなつたというふうなことは一切ないんだというあかしを地元の人に与えなければならぬ。

ら。その後は一年生からだけとるんですから、そういうことは起こりません。初めから決まった形でいきます。しかし途中の募集の方法は後で尋ねますがね。だから、ことしと来年の問題に限って、附属へ子供が大量に進出したことによって学級減が起こって、その学校の教育条件の変化が起こったということについては、これはわずかな先生を一人ずつ配置すれば済むことです。そういう対応を、学校統合するときにそういう措置をしていますね、ある年度だけ。そういうふうなことをやっても、全国的に数少ない条件下で、附属というものを教員養成にとって非常に必要な存在としていま地元の中に育てようとする事柄について、このぐらいの対応を私は文部省はしていいんではないかと思うんです。それが一つです。

それから四十人学級というのがまだスタートしていませんが、この地域はまだスタートしていません。この四十人学級という問題。附属は四十人学級ですからね、定数に満ちて四十人学級。現在は大体二十人学級でいっている。だから、附属へ行ったら子の親が、公立の親に対して、附属行ったらんない、いいですよ、少ない生徒に先生が丁寧に教えてくれますよと。何のことはない、附属へ行ったらことによつてこっちは人数がふえていくんですから、公立に行っている親はかんかんになって怒っているわけです。だから、そういう事柄が起こらないように、四十人学級の四十人定数という問題についても、特別そうしたところについての配慮というものが、ある短い期間でいいんですよ、そのことが地元の理解なりあるいはまた地元教育の水準を引き上げるところで役立っていくと思うんですが、このことを十分検討していただくと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) ただいま御説明ございましたように、昭和五十六年度におきまして、兵庫教育大学附属小学校の地元であります社町、滝野町、東条町から編入学した児童生徒数は、社町が百五十人、滝野町が十六人、東条町が五人、合計百七十一人というふうに私も聞いております。

す。この編入学に伴います学級減ということが御指摘のようにあるわけでございまして、これはそういうふうになるわけでございまして、社小学校が四学級、それから三草小学校が一学級で、合計五学級が減るわけでございます。

で、減りました状況でございますが、四十人学級とか何とかというものは、四十一人になれば二つに割るということでございますから、そのぐあいによつては、二十数人のところが、減りました結果、一学級になってクラスの人数が三十数人になる、こういう事例はあり得ることで、現にそういう事例は一例あるわけでございます。

私も手元の資料で見ますと、社町の場合に附属学校へ行かなかつたら、大体全学年が四学級編制であります。そのそれぞれのクラスは少ないクラスで三十一人、多いクラスで四十人、そういう状況でございますが、附属小学校に行きました結果として、三学級になりましたそのおのの学級の人数の状況はどうかと申しますと、少ないところではこれは同じく三十一人で、多いところでも三十九人と、こういうことでございまして、各一学級の人数は、三草小学校の場合に、先ほど申しましたように、二十人台の二クラスが一クラスになりました三十三人、七人になっておる、こういう状況が見られますけれども、いずれも現行の四十人というものの範囲内でございまして、

それから質問の第二点で、四十人学級の問題を申されましたわけですが、これは人口減少市町村ということで、小学校の一年と二年については四十人学級を適用していいところでございまして、現にそれらは四十人以下ということで編制されておる状況でございます。

したがしまして、私も、これは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして措置いたすということにせざるを得ないわけで、この法律から外れて個別の手当てをするというところは、これは制度上も事実上もできかねる話になるわけです。(冷たい)と呼ぶ者あり) 冷たいとか温かいとかいう話ではな

く、法律で決まっているように措置しておりますので、事実上四十人未満で一学級が組織されておるわけでございまして。

○本岡昭次君 そしたら、附属も四十人で学級編制されたらどうですか。附属は四十人学級編制なんですよ。そしたら七十人をなぜ三学級にする必要があるんですか。四十人と三十人にすればいいじゃないですか。なぜ一年生を三学級にするんですか。

○政府委員(三角哲生君) 附属学校はただいま申し上げました標準法とは別のやり方で措置しておりますわけでございまして。

○本岡昭次君 そういうことを言っておる限りだめですよ。学校というところは、四学級でずっと編制されているのと、三学級になったときと、二学級になったときと、これは学校の運営全体が変わるんですよ、大きくね。何も一クラス人数がどうこうじゃないですよ。一学年四クラスというときは一学年四クラスということで、これは学校の運営はすべてそれに基づいて行われてくるんですよ。それが附属ができたことによって、それぞれの学校が二クラスあったのが一クラスだけの学校になったり、四クラスが三クラスになったりするんですよ。附属ができたことによって起こっている教育条件の変化なんです。そのことに對して、それは仕方がないんだというふうに文部省が言う限り、局長がいかほどおっしゃっても、七十人、八十人というこの人数、減りこそすれふえることは絶対ない。地元は徹底的に附属に對して抵抗しますよ、あなたのようなそういうおっしゃり方をしておる限りは。

それなら大学局長、あなたは地元の理解を深める、地元とともに教育の水準を引き上げていくことに役立つ附属にするということは、具体的にどういうことをもって地元の人のにお示しになるんですか。

○政府委員(宮地貴一君) 先ほど申し上げたわけでございますが、附属学校の使命としては、もちろん学部の研究に貢献することと教育実習

を主たる役目とするわけでございまして。附属学校での教育の取り組みといいますか、その具体的な附属学校での教育の進め方が、地域の公立学校にも実面で参考になるような形で私も思っています。附属学校の運営というものを考えていくべきものだと、かように考えております。そういうような意味で、たとえば、教材研究でございましてとか、そういう具体的な指導に当たりまして、附属学校と地域の公立学校とがお互いにそういう教育の進め方について交流をし、また附属学校がその公立学校に役立つということは当然考えなければならぬことではございまして、そういう面で、私も思っています。この新しくできました兵庫教育大学及びその附属学校というものが地域の教育の研究なりその地域の教育の向上につくまされて役に立つということを考えているわけでございまして。

先ほど附属学校の学級編制の問題についてお尋ねもあつたわけでございまして、附属学校については、もちろん附属学校ということで格差というものがあるのはならないわけでございまして、現実の問題といたしまして、そういう意味では、この兵庫教育大学の附属学校の募集にいたしまして、なるだけ早く全学年に生徒を、完成した学校にするという形で一年と四年で募集しているという、そういう意味では発足に当たりましての変則的な形の募集ということにならざるを得ないわけでございまして。そういう意味で、現在の附属学校の生徒の数が、実際問題として先ほど御答弁申し上げましたような数字にとどまっておりますというのが現実でございます。それは私も思っています。発足に当たつた大変変則的な形でございまして、その点は先ほど申しましたように、地域社会とも十分協力を合して、教育の向上に附属と公立と両方相まって果たさなければならぬということとは当然のことではございまして、その趣旨を先ほど御答弁申し上げたわけでございまして。

○本岡昭次君 大臣、私は非常に大事な質問をさせていただいておるんですが、大臣にひとつお答えいただきたいんです。

いまでも宮地局長が答弁されたように、附属の学校が地元の公立学校とともに地域の教育の水準を上げていく、そしてまた附属の側は地元に対して理解を十分深めていくということについて、それでは具体的にどうしたらいいかということなんでしょう。この前の質問のときも、宮地局長はこう答弁していただいております。「地域社会の教育、先生御指導のように、おっしゃる通りに大都會ではございませんので、その点が地域社会の従来の公立学校の教育条件等に対して影響を及ぼす、そのことが非常に公立学校に重大な影響を及ぼす」というようなことのないように、その点は十分地域社会の教育の責任者側とも十分御相談を詰めてながら円滑に進めていくように配慮をするつもりでございます」と、このように言っておられる。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕
そして、私がいま言っているのは、それが地元の教育条件にどう影響を及ぼしているかということの中で、三学級あったものが二学級になり、二学級が一学級になり、そういうことがことごとく来年にわたって起こる。そのことについて文部省としての対応は、学級減というもののについての数措置をこの附属の問題に限って検討する、考えるということこそが地元の理解を深めていく、それがぼくは百万言、多言を弄するよりも一番早道だと思っております。検討するということは、それはいま三角局長が言われたように、それでは三が二になったときにどれほどの条件が悪くなったのかとか、いや、そうでないんだということも検討していきながら、そうしたことに付いての配慮というものを文部省としてするんだと。でないといふ、附属は七十人で三学級ですよ。四十六人で二学級やっているんですよ。それがどれほど地元に対してさまざまな問題を投げかけているかということ、このことについてひとつ大臣の積極的な御答弁をいただきたいんです。
○国務大臣(田中龍夫君) ただいま局長と先生とのお話を伺っております中にも考えられること

でございますが、教育研究の推進に当たりまして附属学校の果たす役割りは非常に大きいのでございます。したがって、地元の関係者に附属学校の本来の目的が十分に理解していただかざるやうに努力をいたしますと同時に、地域の教育研究の向上にも積極的に協力をしていくなどいたしまして、附属学校と地域の公立学校がともに充実発展をしていくことを期待いたしておるわけでありまして。

いづれにいたしましても、附属学校の設置をめぐりまして地元の公立学校に無用の混乱を生ずることがないように、大学に対しまして十分留意を促してまいりたいと、かように考えております。

○本岡昭次君 いや、無用の混乱を起こすことのないようにということ、むしろいまは公立学校側は自衛手段を講じているんですよ。行かせまいとするんですよ。わかりますか。行ったら学級減になるんですよ。だから行かせまいとすることは当然起こるでしょう。だから、いつまでたつたって集まらないんですよ。やがて協力校つくらなさいかぬんですよ。これは地元の大変な協力を得にやいかぬですよ。そのときに私の言っていることぐらいは検討されたらどうですか。学級減は起こさせない、ことごとく来年のことだけですよ。ずうっと永久に起こることじゃないんですよ。ことごとく来年だけそうした問題について一遍検討してみましよう、教育条件が悪化するかもしれない、その中身も含めてですね。そういうことが具体的に理解を示すことではないかと私は言っているんですがね。二年間じゃないですか。

○政府委員(三角哲生君) これはちょっとわからない点もあるんですが、附属の方へ子供が集まる。それは地域の子供の数は一定でございまして、従来の学校の子供の数はその分だけ減るというの、これはいたし方がないことだと思っております。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕
減りますれば、標準法に基づきまして学級の人数を

は決まってくる。

それで、先ほど学級減ということをおっしゃいますけれども、この地区は現状では、将来はこの振興開発が図られるようでございますけれども、関係の学校で見まして、社小というのが中心でございますから、従前は二十六学級あったものが四学級減つていま二十二学級と、こういうことでございまして、福田小学校は従来どおり十三学級、米田小学校は従来どおり七学級、三草小学校といふのが八学級ありましたが一つ減つて七学級、あとはいろいろございまして、五学級の学校、十五学級の学校、十三学級の学校、十二学級の学校、十三学級の学校、いずれもどちらかと申しますと、小規模の学校が入っております地域でございます。これを学級減になったからけしからぬというふうな受け取れるようなお話もちょっと、それではというふうな申しかねる面がございまして、標準法の規定はここで一昨年来ずいぶん御審議いただきまして、今度の四十人学級の計画を進めておるわけでございますが、これは標準法でございますので、学級編成に關しての例外規定というものを設けておりませんものでございまして、もしもいまおっしゃいますような個別のしんじやくをしるというお話になりますと、これは標準法の改正について改めてどこからかの御提案をまわって御審議をいただく必要はない、こういうことになってしまふんでございます。

○本岡昭次君 そういう表向きの話ばかりで、それはあなたの話のことは私もよくわかります。ただ、そのあなたの話では、まさに血も涙もない話で、そうですね、なら地元は学級減にならないようにせいで抵抗しないというのとにしかならぬですね。絶対集まりゃへんですよ、これ。それでいつまでも附属は二十人に一学級でやるんですか。そういうことになるでしょう、結果として。

私は地元で附属反対の先頭に立ってやってきた男ですよ。だから、むしろ私はこんなことは言いたくない。附属へ行かすな、行かすなという運動

をする方が私にとっていいんですよ。だけれども、附属ができた、一緒にやるための理解を求めるにはどうすればいいかということをお話盛んに言っているんでね。三角さんのような言い方をすれば、それは地元、火に油を注ぐ、そういうことですよ、あなたの話のことは伝えますよ。三角局長は、減るのは仕方ないでしょう、附属ができたんだから。それはそれとおりですよ。そんなこと何も局長でなかつたってだれでも、小学校の子供でもそのぐらゐり答弁しますよ。だから、減つたら減つたでやたらいいじゃないですか、そういうことでしょ。減るということがその学校にとつてどういふ教育条件の変化をもたらすのかということについて、標準法がありますから仕方がありませんねと、そういうことでしょ。それはそれでよろしいです、私は。もう結構です。次に進みます。結構です。(よろしくない)と呼ぶ者あり、いや、もうしょうがない、徹底抗戦やらせるわ、私は地元で。

大臣、大臣も何も答弁していただけませんものね、先ほどの抽象的なこと以外。あなたの思いやりとか愛情とかいふものは一体どこへいつておるんですか、あなたの思いやりとか愛情とかいふふうな問答。こうした一つの国立大学の附属を地元で育てるということに対するわずかな配慮というものを、ここではないかということ言っていないですよ、そのことを検討するぐらゐのことをやってみたらどうですかと、私はこう言っているんですよ。大臣答えてくださいよ。私は法律のこととはよくわかっておるんですよ、四十人学級であるが定数法であるが。

○政府委員(三角哲生君) 私は政府委員として、事務を正確に御説明申し上げなければならぬ義務があると思っておりますので、御説明をさせていただきます。それだいた次第でございまして。

それからいま抵抗ということをおっしゃるかもしれませんが、この事柄について附属へ子供を送らないという抵抗をしないでいただくことは、私どもは

そういうことは困りますし、そういう必要があるかないかは、これは立場を異にする判断が入ってくるのかもしれないけれども、私も抵抗などというものは必要ないんではないかというふうに考えるを得ません。

それから、それは確かに四学級編制だった学校が三学級になりますれば、おっしゃいますように、これは明らかに変化でございまして、変化に対応して学校運営なり学校経営なりについて、また対応のためのいろいろな意味の御苦労なり努力なりが出てくるという事はわかるつもりでございします。しかしそういう事は、あにこの地域、たまたまこういう附属ができたという事が一つの主要因にはなっておりましようけれども、日本全国各地の過疎地域等ではすでにいろいろな意味で経験をされた事柄でもあらうと思ひますし、そして学級の規模が減れば、いろいろな教育の運営の上では変化は生じましようけれども、そういう点をさらにまたむしろいい面に生かしていくということもあり得るのであつて、私はこれに対して、だから抵抗するといふそういうお話は、ちょっと理解いたしかねるような気がいたすのでございします。

○本岡昭次君 ちよつと私も感情に走り過ぎたと思ひますけれども、先ほどの抵抗といふような言葉はここにふさわしくないから取り消します。私が一番問題にするのは、過疎過密とかいう自然的に子供がふえたり減つたりしても、附属だけは百二十人定数というものを確保するといふんでしよう。よろしいか。過疎地域ですから減つていきますよね。附属だけはいつもこれだけの条件を確保するんだと言つてやる。なおそのことに減つていって、公立はどんな変化があつても仕方がないといふふうな状況が、私にしてみたら、地元の人も、何か国立の權威をかさに着て地元の小中学校がどうなつてもいいといふふうな受け取れるでしよう。附属は四十人三学級百二十人確保するんでしよう。地元にとだけ子供が減つていこうが、自然現象の中で増減を附属も受けて同じ

ようにやつていくならよろしいよ。しかし附属は附属としての任務があるからと言つて、あんなたちは百二十人定数を確保するためにあらゆる手段を講じられるんでしよう。だから将来そのことがきつちとおさまつても、過渡期的な措置といふものはさまたち私はあると思ひますがね。だからそういう問題について検討する、一遍してみようといふぐらゐ文部大臣おっしゃられたらどうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) なかなかむずかしい問題でございまして、役所の方の、法に従つて行います局長の方は局長の立場もございします。また地元で御苦労なすつておられる先生のお立場も十分に拝察できますが、この問題は、いま局長が申し上げ、先生がおっしゃつたようなことでは、これはもう話し合ひの余地もないようなことで、それはまた困る。また附属の学校ができたとしても、そこには地元との間のよい関係がなければ、これはまた円滑には学校の運営がでないであらましようし、地元の方にございしても、いろいろと対立するようなことがあつては、私はそれこそ教育の本旨に沿わないような氣もいたします。このところはまたお話し合ひも今後のあれにいたしたいといふことにいたしまして、本岡先生も、この学校のりつぱな設立、地元の円満な関係の調整に御協力のほどを今後ひとえによりしくお願いいたします。

○本岡昭次君 いまの文部大臣のお話で私も了解いたします。

それで、ここでばくはこんなことをやりとりすることじやないかわかりながらやつていふんです。ね。だから、またひとつ局長とも話し合ひさしてもらつて、いま言ひましたように、とにかく附属が地元の中に根づいていかなければならぬと思ひます。そのためにどうするかといふことを私は盛んに言つていふので、それを法律の解釈だけで行つたら、これはにべもない話です。それで行くんなら、何もここでやらなくて、法律どおり行つたらいいといふことになるわけで、それに

ついでにこれからのひとつまた話し合ひをさしていただきます。

そこでもう一つの問題は、もう一つ混乱をもたらすという問題は募集の問題があるんです。募集。先ほど言ひましたように、百二十人定数で七十だとか八十だとか四十だとかいふ数ですから、定数に足りないからといって、ずっとこれから百二十の定数に満つるまで募集行為を続けていくといふふうなことで、それでまた在籍証明も持つてこぬでもない。とにかく選挙の引き抜きみたいな形でも、もうがむしやに人を集めてきたらいいというやり方がまた地元を混乱に陥れ、不安な状態にしていくわけで、募集業務についても、言つてみれば、十一月に第一次募集をやつたらそれできつちといふ。それから全部学年がそろつたら、毎年新一年生だけの募集にとどめていく。定数が満ちてないからといふので、毎年毎年一年から六年まで全学年の募集が行われるといふふうな、そういうことだけは最低避けていたきたい、私はこういうふうなふうに思ひますが、それらの点いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、発足に当たりまして一年と四年から募集をしておるといふ変則的な状況にございまして、御指摘のような地元との調整についていろいろ問題点が出てきているという点も伺つておるところでございします。

そこで、私もいましては、明年度以降の児童生徒の募集に当たりましては、本年度までの経験に照らしまして、改善すべき点についてはできるだけ改善をし、地元の公立学校との間で、従来言われておりましたようないろいろな問題点があるだけ避けられるような形で実施できるように、大学側に対しても配慮を促してまいりたいと、かように考えております。

○本岡昭次君 それではひとつよろしくお願ひをしたいと思います。地元の公立の学校があつて附属が成り立つと、こう思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

次に、新しくできる鳴門大学の中でどういう講座が開かれるかといふことは、これは大学側が決められることだと、このように思ひますが、同じような形で上越、兵庫もいまして先行してやられていふというんだから、恐らく上越、兵庫と同じような形で鳴門も教育課程なりをうけたものがそこにつくられていくと思ひます。

そこで、同和教育講座といふことについてですが、文部省は、教員養成学部を置く大学においては、教員となる者に対して同和教育に関する理解を深めるよう特別の措置を講ずることと、こういうふうにはっきりと言つておられます。そして、私のいたした資料の中でも、国立大学の中に、教育学部ですね、講座がずっと開かれていふんですが、この中に上越教育大学は見当たらない、兵庫教育大学はこれから学部が設置されるんですが、これは一体どうなつていふんですか。

○政府委員(宮地貫一君) すでに学生を受け入れております兵庫教育大学の大学院の方でございしますけれども、大学院におきましては、同和教育関係の授業科目といたしまして、本年度から人間尊重の教育といふことで二単位を開設することにしていておるところでございします。そしてまた学部は、御案内のとおり、五十七年度学生受け入れといふことでございしますけれども、私も承知しているところでは、同和教育一、二といふことで各二単位を開設する方向で検討しているといふぐらゐに承知をいたしております。

また、上越教育大学の学部は、五十六年度学生受け入れでございしますが、同和教育の趣旨を取り入れまして、授業科目を開設する方向で大学においても検討を行っているといふぐらゐに聞いておるところでございします。

鳴門教育大学の教育課程の細目というものは、今後創設後大学において検討されることになるわけでございますが、同様の配慮がなされますように十分留意を求めてまいりたいと、かように考えております。

○本岡昭次君 わかりました。

それでは最後に、教育委員会との関係ですね、これは上越、兵庫の教育大学ができることにもずいぶんいろいろな問題があったと思いますから、鳴門教育大学の場合もそういうことが起こると思います。そこでまず、現職教員の出願やあるいは派遣の取り扱いといったことについて、上越あるいは兵庫教育大学の場合と同様に鳴門教育大学の場合は取り扱われるのかどうか。

○政府委員(三角哲生君) 同様に扱うつもりでございます。

○本岡昭次君 そこで、まずお伺いしたいのは、結局現職教員がそこに研修を受けに行く、あるいは派遣されるという場合の最大の問題は、代替教員、裏づけになるかわりの教員をどう確保するかということがあるから、あるいはまた現給を確保する、賃金の部分を確保するというところで非常にいろんな問題が起こるんですが、そこではっきりさしていただきたいんですが、衆議院の方の質問では、代替教員というんですか、研修定数というのはが第五次の教職員定数改善を含めて四千六百四十一人になるという答弁をされております。そして、この鳴門を含め兵庫、上越とかいう新構想の教員養成大学に行く者は別枠で確保してあると言われるわけですが、もし三大学がそろったときには、一年生、二年生で千八百人、千八百人の大体三分の二程度は現職というんですから、千二百人ほどが現職になります。この千二百人という数は、四千六百四十一人プラス千二百人という別枠なのか、四千六百四十一人の中に別枠として千二百人確保しているのか、そのところを明らかにしてください。

○政府委員(三角哲生君) 御指摘のように、この三大学の現職教員の受け入れの枠と申しますか、入学定員の三分の二をめぐらしてありますから、千二百人でございまして、それはいまおっしゃいました四千六百四十一人の中でございまして、

○本岡昭次君 衆議院のあなたの答弁をずっと私読んで、なるほどこれはやっぱりだんだんと思って関心したんですよ。「全体で四千六百四十一人という

代替措置の計画を持ってありますが、「その分は別枠として代替定数の措置をいたしております。」と言いか、別であるかと思つたら、やっぱり中であるわけですね。中ですね。

○政府委員(三角哲生君) はい。

○本岡昭次君 そこで、そうすると、少ない多いは別にしまして、この新構想教員大学ができることの一つの問題は、既設の教育系の大学の大学院へ現職の教員が派遣される場合と新構想の方へ行く場合、これが差異はない、同じ扱いをするんだということが約束されているわけです。これは文部省も約束をしておりますね。

そこで、それでは最終的には千二百人、この四千六百四十一人のうちの千二百人が新構想の方の大学院へ行くんですが、そうすると、既設のたえば神戸大学とか名古屋大学とか東京学芸大学とか岡山大学とかいったところへきた教員の大学院に対しては、一体どのぐらいの人数が行くのかということなんです。行けるのかということなんです。別枠でないんですからね。片方は別枠保証で完全にける。同じように扱うということが数字の上でどうなるのかということが私の一つの聞きたいことなんです。現在それでは一体この枠の中で新構想の大学院に行っている数と、既設の教育大学の大学院に行っている数と、既設の教育大学の大学院に行っている数と、それはどのぐらいの人数になるんですか、それぞれ。

○政府委員(三角哲生君) 手元に五十五年の実績の数字があるので申し上げます、研修あるいは留学等で派遣をしました実績が、これは教員養成大学が当然入っておりますけれども、一般の大学への内地留学もいわけでございまして、そういう部分も含みますと、大学へ千八百人入っております。うち兵庫教育大学に入つた者が百十五人、それから各地の教育研究所、これへ長期に派遣されておる者が千九百八十八人という数字になっておりますから、両方合せて約二千三百人。こういうことでございまして、そして定数上五十五年の予算で措置いたしておりますこの研修等の定数の総数が二千三百八十一人でございまして、ちょ

うどほぼ見合った数字になっておるということが申せるかと存じます。

確かに私も、既設の教員養成大学、これが現職の教員も受け入れてくれることを希望いたしますし、現職の教員がその方のいろいろな研究内容等に就いてほしいところを希望して行かれるということも望ましいと思つておりますので、そういう分につきましては、しかるべき手順を経て派遣される者についての定数は、この先は御指摘の四千六百四十一人の中で考慮していく、手当てをしていくというつもりでおりますが、このいま提案しておりますいわゆる三大学につきましては、これは現職教員の大学院における研修といひますか、研究、これを一つのねらいとして、そしてかなりまとまった数を受けとめるという体制になつておりますので、これについては先ほどおっしゃいましたように千二百人というものを予定してこの中に組み入れたと、こういう経緯でございます。

○本岡昭次君 そこで、研修の自由というものもあるし、いま言ったように既設の大学院と研修についてそこに差をつけない、同等に扱うということ、これは派遣されるべき現職教員のさまざまな勤務条件あるいは賃金の面等とは別に、それは数の上でもある程度そうしたことが保障されなければならぬと思つております。だから、千二百人研修に三大学に行くように最終的になるんならば、それに近い数の者の枠が、先ほど言つたままさまざまな教育系大学の大学院に行つても、これを認めていくという事柄がなくては行けないと思つております、その点いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) でございますから、それを端的に第五次計画の数字で申し上げますと、二千四百六十人を考えておりますので、ですから、この三大学以外に行きます分はその中で措置をしてまいりたい、こういうことでございまして。

○本岡昭次君 わかりました。そこで最後、その問題で、それでは各県にその枠を配当するとき、これはどういふふうな基準で

配当をされるんですか。

○政府委員(三角哲生君) 研修等定数は通常の枠以外に加算する数字でございまして、この配分につきましては、毎年度予算で定められますところの研修等定数の範囲内で各都道府県からいろいろのデータをちょうだいいたします。各都道府県が持つております教育課程研究指定校でございまして、あるいは特殊教育の実験学校、あるいは教育課程の基盤改善のための研究開発校とか、そういういろいろな学校がございまして、そういう学校の数でございまして、それから何よりも長期研修の計画をどういふぐあいに各都道府県が立てるか、これらの計画数等をいただきまして、そしてそれらを勘案しまして全体を見て配分を行う、こういうやり方をとつておるのでござい

○本岡昭次君 そうすると、固定した枠じゃなくて、そこは各県の長期研修を必要とする状況に柔軟に文部省は対応しているというふうな受けとめていいんですか。

○政府委員(三角哲生君) 基本的にはただいま本岡委員おっしゃつたふうで、必ずしもこれは固定すべきものではない、そのときの状況でいろいろと対応すべきだと思つております。

ただ、一つ言えますことは、研修に毎年長期にわたつて留守になる先生の数というものが余りに動きますと、その代替の先生を今度はどうするか、こういうことが起きますので、その弾力性というのもある程度ゆるやかな変化、こういうことにならざるを得ないのが、これは現実の問題の処理であらうと思つております。

○本岡昭次君 そこで、立ち入つて申しわけないんですが、ここでも議論できませんから、ここ三年程度各県にどのような形でそれを配当したかというところについて資料は後ほどいただけますか。

○政府委員(三角哲生君) これはその県によつて、その資料を見て、その数字だけでいろいろなことが論ぜられると、私も都道府県に対して忍

びないという状況が出るということをや
ちよつと心配するんですが、検討さして
いただきます。

○本岡昭次君 出してくださいよ、使い方は一々
あなたの了解を得てから使いますから。そのくら
い出したっていいでしょう。

それから次に、受験について同意の基準という
ものがあるんですが、私はこれが一番問題だと考
えておるんです。依然として同意の基準は変えな
いということ、いわゆる研修の自主性というも
のがこれで著しく損なわれるというふうに考えて
いるんですね。そこで「学校運営上支障がなく、
かつ有益である」と書いてあるんです。それ
からまた「長期人事計画との調整等に留意して行
う」とこと、こういう言葉が非常に私ひっかかる
んですね。あなたが行ってよろしいという同意を与
えるときの基準にあることですが、このことは相
当論議されていると思いますので、ひとつ簡単に
私に教えてください。「学校運営上支障がなく、
かつ有益である」というその「有益」とはどうい
うことかというのと、それから「長期人事計画
との調整」という「長期人事計画との調整」とは
一体何か。もう時間もありませんので、ひとつ簡
潔にお答え願えませんか。

○政府委員(三角哲生君) これは当時全国の教育
長の団体の方でもいろいろと御議論いただきました
で、一つの意見というものがまとまりました。こ
ういふことを指導をさせていただいておるわけ
でございます。これは一つのしがらみとして基準で
ございます。

それで、この字句の解釈みたいなことは必ずし
も厳密にできないんじゃないかという気もいたし
ますけれども、「有益」というのは、たとえば理
科の免許の担当者は理科で研修をしてほしい、そ
の先生が何か社会学のコースに行きたいとか何と
かいようなこと、それは人間たぐさんの人たちが
おられますし、そしていろいろ勉学の志という
のは、いろいろあり方、それは自由でございま

すが、現職で、現給で行くというときはそういう
たようなことが出てくるんじゃないかということ
が一つの議論の過程にはあったようでございます。
これは一つの例でございます。

それから「長期人事計画」というのは、これは
県でございますから、いろいろ皆さんで順番にあ
る年齢段階のときには僻地教育も経験してもら
うとか、いろいろ考えておるそのやさきに、今度行
きたい、こういうときには、あと少し二年ぐら
い待ってほしいとか、そういうような調整がど
うしてもある場合があるんです、やはりこういう字
句を入れておかないとそこに無用のまたトラブル
が生じて困るといふふうな配慮があったんじゃない
か、そういう気がいたします。

○本岡昭次君 気がすると、気がするでは困るん
で、これはちゃんと文部省の方の通達にその言葉
が入っているんですよ。もちろん第三部会もそ
のことを言っていますけれども、文部省もその言
葉でその通達を流しているんですから、もう少し
責任を持った答弁をしてもらいたい。

もう時間がないので、そこであと私の要望を言
っておきます。

それはいまあなたのおっしゃることだったらい
いんですよ、局長のおっしゃるようなこと。そ
れは「かつ有益」というのはそれぞれ専門のこ
ろで大いに伸ばしてきてくださいということ。理
科の専門の方が音楽のところに行こうとすると、
あなたは何をされるんだと。それは有害とは言え
ないけれども有益ではないということだつて私はい
いますよ。しかし「有益」というこの言葉、逆に
とつたら、どのような場合に有益でないのかとい
うことをはっきりさせないといけない。もっと具
体的な基準性がなければ、「有益である」とい
うことだけでは、管理者側あるいは任命権者側
が単にいろんな意味での広い範囲の中で有益か有
益でないかという判断をした場合に、これは公正
な適用というんですかね、これは参議院の附帯事
項の中にも入っていますけれども、公正な適用と
いうことに対して著しく反することがこの字句の

中で起こってくると思うんですよ。
それからもう一つ、「長期人事計画」というのは、
は、研修の問題ではなくて、私は、はっきりと
来だれを教頭にするか、だれを校長にするか、幹
部候補生をどのような形で養成していくかとい
うことが「長期人事」ということだと思っておる
んですよ。あなたのおっしゃるどこに研修に行か
るかというふうなたぐいのものじゃない。

そこで、そのものが結局、国大協の方でも一番
問題にした、要するに、教員の人事行政の手段と
大学がなつてはならぬということとこのところ
が深くかかわってくるんです。だから私は、文部
省が通る一遍の教育長協議会の第三部会の中で
決めたことをそのまま書き写して、「教員の派遣
について」ということで下へおろしたということ
であつてはいかぬ。そこに適正な運用、そして公
正な中身を持つ、そして研修というのはあくまで
個人の教員としての資質の向上にあるんですか
ら、あるいはまたその人の資質を通してその職
場に影響力を及ぼしていくということにあるん
です。その人の将来の幹部候補生としての道筋とい
うものが「長期人事計画」というものの中におけ
る調整ということであつてはならぬ。このことを
非常に強く私は思うんですよ。でなければ、この
新構想の教員養成大学に現場の教職員が派遣さ
れるということ、先ほどから議論したことと全く
意に反したことになると思うので、そうした受
験に対する同意の基準というものが、参議院の附
帯事項、八十四回の国会でやられた附帯事項に即
して、これが正しく運用されるということを私は期
待しているわけですが、最後にそのことについて
文部大臣のお考えをいただいて私の質問を終わ
りたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) 先ほど来いろいろと御
議論がございましたが、いろんな字句が御質問の
点もあつたやに存じますが、文部省のいたしてお
りますことは、あくまでも善意で、善意に基づ
いていたしておりますのでありまして、誤解がご
ざいましたらまたお話をいたしたいと存じます。

あくまでも善意であるということだけは立証いた
しておきます。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。
午後零時十二分休憩

午後一時二十九分再開

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改
正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高木健太郎君 このたび大学が二つ、鳴門教育
大学及び鹿屋体育大学、こういうものができまし
たが、その具体的なことにつきましてはまた後
でお聞きしたいと思いますが、大学を設置するに
つきましては大学設置基準がございしますが、それ
は土地であるとかあるいは施設であるとか、その
ようなことの設置の基準を示したものであると思
います。一般的にひとつお聞きしたいと思いま
すけれども、大学を新しく設置しようという根拠
はどのように考えておられますか、まずそのこと
をお聞きしたいと思います。

次いでもう一つは、国立大学を設置される場合
には、だれが何を要求した結果そういうふうにな
るのか、大学を設置するときの経緯というもの
についてお聞きしたいと存じます。ひとつ
この件についてお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) 今後の大学、高等教育
をどういう方向で考えるかという問題でございま
すが、高等教育の機関の整備につきましては、先
生もよく御承知と存じますが、文部省といたしま
しては当面、昭和五十一年度以降五十五年度ま
での五カ年間を前期の計画期間といたしまして、ま
た五十六年度以降六十一年度までを後期の計画期
間といたしまして計画的に整備に努めておるとこ
ろでございます。

五十六年度から始まります後期の計画期間では、十八歳人口は漸増の傾向でございます。基本的な方針として、昭和五十四年十二月に出されました大学設置審議会の報告が示しておるところでございます。それに従いまして、前期の計画期間に引き続きまして量的な拡大の抑制と質的な充実を進めました。また高等教育に対します多様な要請を受けとめ得るよう高等教育の柔軟化を図っていく方針でございます。

なお、現在は高等教育をめぐる諸般の情勢には流動的な面が多いわけでありまして、後期の計画を推進していくに当たりましては、今後における十八歳人口の推移と地域分布の変化、あるいはまた大学等への進学動向、その他高等教育に對する需要の動向など、今後の状況変化にも十分に留意しながら計画の趣旨の実現に努めたいと存じます。

これが一つの今後の大学並びに高等教育の設置の方針でございますが、後段御質問の経過等につきまして、私の就任以前のことでもございまして、政府委員から詳細御報告いたします。

○政府委員(宮地貫一君) 国立の大学なり学部なりの設置の経緯と申しますか、具体的にどういふぐあいに進めるのかというお尋ねでございます。これは既存の大学の学部の整備というふうなことにございまして、ただいま大臣から全体的な高等教育の計画の整備ということについて大要御説明を申し上げたわけでございますが、具体的に個々の大学から学部なりの増設の計画が出ました段階で、地域の収容力格差でございますとか、あるいは専門分野構成というふうなものを考えながら、特に地方の国立大学の整備を中心いたしましたし、また近年は特に人文社会系の分野につきましては各地方から非常に整備の御要望が強いわけでございますが、当面現下の行財政事情というものも大変厳しい状況でございます。これらを勘案しながら検討を進めて整備していくという対応をいたしております。

上し、あるいは調査経費を措置いたしまして具体的な調査なりを十分行っていたら、計画の熟しましたものから順次整備をするということを取り上げてまいっておるわけでございます。

たとえば、具体的なことで一、二御説明を申し上げますれば、現在文部省として取り組んでおります具体例で申し上げますと、たとえば富山の高岡でございますが、高岡につきましては、短期の高等教育機関を設置するというところで調査費も計上し、五十六年度予算では創設準備ということを取り組んでいるわけでございます。これは具体的には富山大学の工学部の移転問題とも絡む問題があるわけでございます。

そのほか既存のもののないもので申し上げますと、たとえば身体障害者高等教育機関につきましての創設準備調査の経費を五十六年度の予算で計上いたしております。これは筑波大学を中心にして具体的な創設準備調査を現在行っている段階でございます。

そのほか既存の大学におきましても、いろいろと新しい学部の増設その他の御要望もいろいろ各地からあるわけございまして、それらについて十分調査を進めた上で、具体的な設置に進めるといふような段階取りを進めているのが具体的な進め方の現状でございます。

○高木健太郎君 いまのお言葉の中に、いわゆる社会的な要請というふうなことが、あるいは地域住民の要請というふうなことがあるわけですが、もともと大学がこのように非常にふえたのは、例の高度成長期における社会的要請というものが根本になつていっていると思ひまして、年間二校ずつという非常に急速にふえた時代があるわけございまして、そういうことで社会的要請というものはその時代時代で非常に変化していくものではないかと思ひます。

私は、教育というものは時代の要請にも沿わなければなりませんけれども、しかしもっと根本には国民が教育を受ける権利があるということから出発している、いわゆる個人的、文化的の向上と

いうことがその根本にあるわけでございますからして、大学が単に地域の要請とか、あるいは時代の要請あるいは経済界の要請ということによつて、絶えずそれに合うようにしていくということ、大学設置というものの根本が薄れることがあります。特に、そのような大学は、一度設置しますと、これを廃止するということはきわめて困難でございますし、また一度ある種類の大学がつくられますと、その性格を変えるということもこまめなためて困難なことでございますので、その点に對して文部省としてはどのように対応をしいかされるのかというふうなお考えをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のとおり、特に大学を含めましての高等教育機関の整備ということについては、慎重な配慮でございますが、そういうことが必要であることはもとよりでございます。先ほど大臣からお答えしましたような高等教育の計画の整備につきましては、五十一年度以降前期計画、後期計画というふうなものを立てまして、全国的な地域配備でございますとか、あるいは専門分野構成の均衡というふうなことも十分念頭に置きながら取り組んでいるわけでございます。

なお、さらに申し上げますと、大学進学人口になります十八歳人口の動向と申しますか、その推移ということも、今後の高等教育機関の整備に当たつて非常に重要な配慮すべき大きな要素の一つということが言えるかと思ひます。すば、すでに御案内のとおり、十八歳人口全体で申しますと、五十年から五十四、五年ぐらゐまではほぼ百五十万人台ということで大体横ばいで推移してきておるわけでございます。途中丙午の昭和六十年のところが若干落ち込みますが、今後五十六年以降この十八歳人口というのは百七、八十万人台になり、ピーク時で申しますと、これから約十年後ぐらゐのところになるわけでございますが、昭和六十五年、六年、七年あたりで二百万を超える数

になるわけでございます。現在の十八歳人口が百五十万人台ということからいいますと、その点では絶対数では百五十万人ぐらゐがふえていくということがございます。

現在の大学進学率がほぼ三七％台ということで、横ばいで推移をいたしておるわけでございます。この大学進学率が今後どういふ方向になるかなお流動的な要素もございまして、必ずしも的確に予測を立てるということが困難でもございまして、今後これから十年間に向かつて、こゝういふ十八歳人口が大変ふえてくるという時期を迎えるわけでございます。それらに對するに、基本的には先ほど大臣からも御答弁申し上げました質の充実を図つて、量的な拡大は原則的に抑制をしていくという姿勢で対応するわけでございますが、そういう全体的な十八歳人口の流れというふうなことも踏まえまして、昭和六十一年以降の計画というものを私どもも具体的に今後早急に対応をする必要があると、かように考えております。

なお、具体的に、時代の進展に對し、また教育研究所の必要性に對して既存の大学の改組なり転換なりということがどう行われているのかということについてのお尋ねもあつたかと存じますが、個々の大学からその具体的な要求が出てまいりますれば、私どもとしても、具体的なケースに応じまして検討するところでございます。すでに研究所等につきましては、国立大学の場合についても、過去にもそういう研究所の転換というふうなことに對して、大学側から具体的な計画が来ればそれに具體に對していくということをいたしておるわけでございます。御指摘のように、一たんできまして組織というものを改組するというのはなかなかむずかしいことでございますけれども、全体的な時代の進展に伴い、また新しい教育研究所の必要性に對した対応というものは必ずしも、かように考えております。

○高木健太郎君 統廃合も、その大学の希望によれば、自分たちは考えないわけではないというこ

ただ、大学が非常に最近ふえましたために、いろいろの問題が起っておりますのは御存じのとおりでございます。本当ならば高等教育によって文化国家の形成に備えていくということです。が、たてまへはそうでございますけれども、土農工商というもののかわりに一つの新しい身分社会が大学をつくることによって起ってくる。いわば富の再配分が起っている。あるいは学歴社会ということも非常に大きく言われております。こういう新身分社会をを防ぐということも一応考えなければいけない。これは非常に重要なことであって、きょうここで私お話しすることはいたしませんけれども、十分にひとつこの対応はお考えいただきたいと思います。

鳴門教育大学と鹿屋体育大学ができるということですが、私この後、特に鹿屋の体育大学についてお聞きたいと存じます。

で、その第一に、設立の趣旨をひとつお話しただきたいと思います。

国民の健康、体力づくりに対します関心が大変高くなつてきておるわけでございます。体育・スポーツ、レクリエーションの分野の指導者としての人材養成が大変強く望まれてきております。また一面、公共スポーツの施設も近年著しく増設されてきているというのが現状でございます。こういうような事態を受けてまして、資質のすぐれた社会体育指導者の養成確保がこれからの非常に重要な課題だと考えられるわけでございます。さらに民間での指導者の需要も見込まれるわけでございます。

こういう社会体育の現状と将来ということを展望いたしまして、御提案申し上げております鹿屋体育大学では、社会体育に主眼を置きながら、一般市民の健康、体力づくりについて指導し得る体育・スポーツ、レクリエーションの分野のすぐれた指導者を養成するということを趣旨といたしまして、新しい構想の大学といたしまして、そういう従来国立大学では積極的に養成ということが必ずしも十分でなかった分野を補おうということを考えているものでございます。

○高木健太郎君 目的は大変結構なことでございますが、それでは第一にお聞きしたい。社会体育に適した指導者をつくられるということです。そういう教官はどうやってお求めになるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(宮地貫一君) 教官層の確保につきましては、具体的には創設準備室で従来準備を進めておたつたわけでございますが、これから具体的に、この法律案が可決をされますれば、創設準備室が教官層の確保を初めとして具体の準備を進めるわけでございまして、この法律案で御提案申し上げ

ておりますように、開学はこしの十月を予定し
ておりまして、具体の学生受け入れは昭和五十九
年度からということでございます。約二カ年半を
準備期間ということで考えているわけでございま
すが、教官層の確保につきましてもそういう観点
から考えてまいりたい、そういうことで準備室も
準備を進めているというのが現状でございます。

○高木健太郎君 もう一つは、教官を考えると、いうことでございますけれども、それからまた施設は公共の施設がかなりあるということですので、公共の施設というのとはあるといったところで、そうたくさんあるものではないわけでして、実際は市の単位だとかというよりも、村の単位あるいは町の単位ぐらいでやらなければこの社会体育というのはいけません。社会人というのはそんなに暇人でもございませんから、ごく短い、寸暇を割って体育に参加するというような形になるだろうと、思うんです。だから、現在の公共のそういう施設を使ってやるということでは不足するのではないかと。これでは十分にいまの社会体育ということをつまみし得ないのではないかと。

御存じのように、ドイツではトリム運動というのがございますけれども、それはいまある大きなビルの地下室、そういうところ、日本ではバーだとか、キャバレーとか、そういう娯楽施設があるわけでございますが、そういうものを町で全部買い取るとか、あるいはそれをあけて、そしてそういうところでその町のごく小地区の人が集まって体育というものをやっておる。これによって非常に体育が向上したということをわれわれは知っております。

そういう公共施設だけに頼るのではなくて、社会体育というのをやろうと思えば、さらに小地区制のものを将来考えていった方がいいのではないかと思います。局長はいかがお考えでございますか。

○政府委員(柳川覺治君) 体育施設の整備に対する要望が各地で大変高まってきております。先生御指摘のとおり、大規模な総合体育館のようなものと同時に、身近な体育館あるいは身近な運動広場、そういうものが大いに整備されるべきであらう、またそれらを通して子供たちの遊び場の確保にもつながるといふような観点から、いま体育施設の整備に対する国といたしましての補助政策を進めておるところでございます。

○高木健太郎君 ぜひそのように進めていただき

たいと思います。体育というのはいつでもどこでもできるというような形をとらなければ、大きいところへ集めて何かやるというようなことをやっておりますと、本当の意味の体育では私はないように思っています。そういう意味では、いまお話しになりましたような小規模な施設というものを各地につくられるように、あるいは各所につくられるように努力をしていただきたいと、ぜひお願いを申し上げます。

もう一つ私お聞き申し上げたいんですけれども、現在日本では非常に高齢化が進んでおります。高齢になりますと何らかの病気になる。がんが多いとか、あるいは高血圧あるいは心疾患というようなもので倒れる人が多いわけですが、そういう病気がふえたというよりも、われわれはいつかは生涯を閉じるわけですが、そのときに偶然がんだとか心疾患にかかっていた、それが多いということを私はそう心配してはおりません。しかし一方で、体育というのは健康によいということが絶えず言われておるわけですが、その健康によいという科学的の根拠が実ははっきりしていない。このことについてこの大学ではどのようにされていくのか、その見通しをひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地貫一君) 先生御指摘のように、これから高齢化社会ということに向かうわけでございまして、そういう意味では高齢者に対しますいろいろな社会教育なり、そういう分野のいろんな対応も必要なわけでございます。

この鹿屋の体育大学につきましても、いろいろ具体の構想については基本構想をいろいろ取りまゝとめていただいできておるわけでございますが、その準備の段階でどういうような点で考えているかというところを二、三申し上げますと、そういう意味では具体の講座なり、授業科目というのとは、これから具体には大学がお決めることになるわけでございますが、たとえば体力科学ということで解剖生理学、運動生理学、体力論、バイオメカニクスというような、あるいは健康教育学という分野

では公衆衛生、精神衛生、病理学、栄養学あるいは救急処置法というような、これからの高齢化の社会に対応し、また医学といいますが、医学の分野の授業科目というものは、御提案申し上げております鹿屋の体育大学等においては、そういうような面も重視するというような考え方でいろいろと準備を進めているというのが現状でございます。

○高木健太郎君 大変結構だと思いますが、ぜひひとつ医学の方面もこのカリキュラムの中に盛るようになつてお進め願いたいと思うわけです。現在までの体育学部といえますと、基礎医学の方はある程度取り入れられておりますけれども、臨床医学的の方面がほとんど顧みられていない。体育の最終の目的が国民の健康にあるということであるなら、これからは老人その他を取り扱いにならざるならぬ場合が多いと思つたので、そういう意味では臨床医学というようなものもある程度教える必要があるのではないかと思うわけです。

また、そうなりますと、医学の影が少し大きくなつてきますと、たとえば解剖生理をやられるときでも、模型であれ何であれ、人体の構造というようなもの、あるいは人体解剖というものをどういうふうにするかという点も、医学部との関係はどうするかということも慎重にひとつお考えいただきたいと思つた。

もう一つは、現在の大学における教養部のあり方につきましてはいろいろ問題が起つておりまして、いわゆる教養部の空洞化ということも嘆いていられる人もあるわけです。単なる高等学校の教科の延長である、学生はこの教養部にある間にいわゆる学問の興味あるいはその熱意を失つてしまつて、こういうことがよく言われておりますが、この新しい体育大学をおつくりになるにつけては、教養部をどうするかということも、ひとつお考えがありましたらお聞かせいただきたい。

それらというところは考えられるわけですが、統一入試に公立大学として入りましたときに、特殊な大学、たとえば芸術大学であるとか、そういうところではあれだけの科目を全部課するということについては問題がございまして、現在でもいろいろ問題も言われております。そういう場合に、この大学では、体育ということに視点を置けば、統一入試全体の点数ということよりも、ある程度個性を伸ばすという意味である部分はカットしてもよいとか、あるいはそれを非常に低く見るとか、そのウェイトの考え方をその大学自身に任せるおつもりがあるのかどうか、それをひとつお聞かせいただきたいと思つた。これは一つの特長な大学であるという意味でございます。

それから研修、実習というものがあつたと思つたが、お互いを使って実習するということができますけれども、それ以外に、町に出かけていって実際の町の中における社会教育を観察する、あるいはそこで手をかすというようないふこともあつた。ただいふと、かと思つたんですが、その点に關してもお知らせいただきたいと思つた。

○政府委員(宮地眞一君) お尋ねの第一点の教養部の教育の問題でございますが、これは一般論といたしまして、いろいろと問題点が指摘されておられることも十分承知をいたしております。一般教育をどう深めていくかという点が、戦後の大学教育の中において内容的にも非常に問題点の一つであるというふうに考えております。

なお、この鹿屋の体育大学でございますが、これは単科の大学になるわけでございますので、教養部という組織を別に設けるということにはならないかと思つた。教育課程の編成をいたしましては、幅広く柔軟な教育課程の編成ができますように、弾力性のある組織で考えていくというものが基本でございます。

それからお尋ねの第二点の入試についての考え方ですが、これは大学が決定いたしました大学自体がお決めることになると思いますが、考え方としては、

しては、ほかの国立大学と同様に、入学者の選抜については、たとえば高等学校からの調査書でございまして、あるいは共通一次学力試験の成績でございまして、あるいはこの大学が行います能力適正に關します検査の成績、その他の資料をもとにして総合的に判断するということになるかと思つた。具体的な方法といたしましては、今後この大学で検討をされることになるわけでございますが、もちろんこの大学の目的、性格というようなことにかながみまして、考え方として、たとえば入学定員の一部について推薦入学制度を設けるといふような事柄なども、具体的方法としては考えられる一つではないかと思つた。

要は、この大学が設けられました本来の趣旨が生かされますような形で入学者選抜が行われると、いふことが必要なわけでございます。それらの点はこの大学が具体的に大学自体が御判断になることであるか、かように考えます。

○高木健太郎君 いま私が申し上げましたのは、いわゆる試験といふものは、その人の適性を検査するといふ目的で行われるものだと思うわけですが、そういう意味では、体育大学といふものは究極的にはどういふ人をつくらうとしているのか、いふことがはっきりしないといふと、どのような試験をそれに課すべきかということが決まつてこないんではないか。統一入試は、十八歳あるいは高校卒業生に対して全体に行うものでございまして、けれども、そして高校までにおける学力の到達度といふものを見るということとやられているわけ、それを一部分カットするといふようなことはよくお考えになつた上でなければいけないことだと思つた。現在の教育がいわゆる画一化といふものはあると、現在の教育がいわゆる画一化といふものの弊害が言われておるときに、このような特殊な体育大学というようなものを、このような特殊な体育大学といふようなのをおつくりになる場合には、十分このことを考慮に入れて適性を検査されるということが大事であらうと思つた。一言私の考えを申し上げたわけでございます。

その先で、今度は、ただ適性というときに、体育という名前につられていふような生徒が集まつてくるんじゃないか、志願者が来ると思つたが、これは一つの社会体育の指導者という面であるならば、自分自身が非常に何もかもできる、万能選手であるといふような体育の考え方から、健康に非常に関心を持った人々を集めるというようなこと、ぜひこの入試の場合にお忘れにならないように、その趣旨の中に入れていただきたいと思つた。その趣旨の中に入れていただきたいと思つた。そこを教育していくのだといふことは私はないと思つたが、その点いかがでございますか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のような趣旨を十分生かすべき事柄であらうかと思つた。先ほども、たとえば医学の問題でございまして、健康に關する問題といふようなことを積極的に考えることが新しいものを考えていく場合の、一つの大きなメリットといふことが、特色といふことで御説明も申し上げたわけでございます。単に運動選手を養成するといふ観点ではないわけでございます。国民の健康づくりといふことに資するといふようなことが基本に必要なのは当然のことでございます。

なお、先ほどちょっとお尋ねのありました点で、たとえば具体的に、この鹿屋の体育大学の場合で言へば、社会体育の指導者養成といふことであるならば、あるいは各種の社会体育施設における実習というようなことも取り入れるべきでないかといふような点が、お尋ねにあつたかと思つたが、私もそのとおりだと思つた。そういう弾力的な対応ということで、実践的な指導能力を涵養するといふ観点から、社会体育施設におきまして実習を取り入れるとか、あるいはそういうような体育施設の経営、管理といふような能力の養成、ということも大変大事な観点の一つであらうかと思つた。それらも十分配慮した方向で現実の対応

がなされるものと、かように考えております。
○高木健太郎君 私、大変結構なお考えだと思
いますので、ぜひそのようにお進めいただきたく
思います。

ただ、私心配しますのは、体育大学という名前
がついておきまして、いわゆる保健というのがど
こが薄れているように思うわけです。社会体育と
いうものの目的が、体育だけを盛んにする、それ
と同時に、国民の健康を増進させるということに
もし目的があるならば、余り体育ということと言
うと、何だか選手養成の機関であるかのごとき印
象を受けますので、その点もいろいろお考えにな
った上のことだとは思いますが、ぜひその
点をどこかではっきりさせていただきたいとい
うふうに思います。

もう一つは、現在までお聞きしましたところ
によると、体育学部あるいは体育大学と言われる
ものが国立に大学が一つ、私立の方に十二大学、
うち単科大学が五大学、合わせて十三大学あるわ
けです。これらの目的は保健体育という意味であ
ろう、あるいはまた学校教育における教育としての
指導者をつくらなければならないという意味でこ
うな大学ができていくという趣意で、現在のこれら
今後できる体育大学との間の非常に大きな違いを
もう少しはっきりしておいた方がいいのではない
かと思ひますので、その点お聞きしたいと思
います。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のとおり、体育
学部を有します大学ということでは十三大学で、
国立が一つ、これは筑波大学の体育専門学群で
ございますけれども、国立が一つ、私立が十二大
学ということになっておきまして、私立のうち五
大学が単科大学ということになっているわけでご
ざいます。

基本的な特徴といたしましては、先ほど来御説
明を申し上げておりますように、社会体育の分野
に主眼を置いた体育大学といたしまして、しかも
国立としては初めての体育系の単科大学という
ことでございます。

そのねらいといえますか、特色をどういう点に
持たしているかということで御説明を申し上げま
すと、従来の体育大学なり体育学部では、言うな
らば、学校体育の教員養成というふうなことが、
従来の体育系の大学で言えば、そういう点が多
かったかと思うわけですが、今回取り組んで
おりますこの鹿屋体育大学で申しますと、学校
体育にとらわれないで、体育・スポーツ、レクリ
エーションの分野における実践的な指導者養成を
図るという点が基本的なねらいでございます。

したがって、教育内容について申し上げます
と、たとえば健康教育の領域を重視した考え方
で、年齢なり健康状態、職業に応じた運動処方等
についての指導能力を涵養する。社会体育に関し
て申し上げますと、地域の社会体育でございます
とか、あるいは職場体育とか、野外教育の分野の
授業科目というものを開設して履修させる。それ
から、先ほども申し上げたわけですが、体育の
体育の実技につきましても、専攻する運動種目に
ついて高度の技能を身につけるといふことも必要
でございますが、できるだけ多くの種目について
基礎を履修させるというふうな考え方で対応いた
しております。

さらに、大学自体といたしましては、大学の開
放と申しますか、社会体育の指導者等も積極的に
受け入れて、指導力向上のための再教育を計画的
に実施するというようなことも考えてまいりたい
ということでございます。

最近、大学の開放ということも非常にやかまし
く言われておきまして、たとえばスポーツ教室な
どの公開講座というものはかの大学でもだんだん
積極的に実施してきているところでございますけ
れども、この鹿屋の体育大学においてももちろん
そういう面を積極的に考えてまいりますとか、あ
るいはさらに言えば、国際交流というふうな分野
で、留学生の受け入れでございますとか、あるい
は諸外国の体育・スポーツ、レクリエーション分
野の人材養成にも協力するというような非常に広
い観点で、この大学の特色というものを生かすよ

うな形で新しい社会体育の分野の指導者養成とい
う意味で、新しい大学としてとりつぱなものをつく
り上げていくような考え方を基礎といたしてお
るわけでございます。

いずれにいたしましても、そのためには、先
ほども最初にお尋ねもございましたように、教官層を
確保するということが大変大事なことでございま
して、そのためにこれから十分な準備期間をかけ
て、りっぱな教官層を集めるように努力いたさな
ければならないことだと、かように考えておりま
す。

○高木健太郎君 いま十三大学でございますが、そ
れらが大体どこら辺に分布をしておるか。

ちょっとその前に、鹿屋の体育大学というの
は、いままでの体育大学とは少し趣を異にした、
社会体育を主体とした大学であるということがわ
かりました。それならば、この名称をもう一遍
考えた方がいんじゃないか。また体育大学がで
きたのかというふうなことになるかとも限りませ
んの、その点もぜひ一思い切つてやれば、鹿
屋社会体育大学というふうなことにすれば性格が
はっきりするんじゃないか、あるいは保健体育大
学でもいいわけですし、何かその点がないと、体
育大学をもう一つふやしたというふうな一般には
受け取られるんじゃないかと思ひますので、そこ
らを一段ひとつ工夫をしていただきたいと思います。

もう一つお聞きしますのは、現在大学を卒業し
た、経済学部、商学部あるいは法学部なんかを卒
業している、あるいは薬学系の学校を出ている
ところが、実際にその専門が生きていくような、自分
の専門の能力を生かすような就職をしているとい
うことが非常に少ないと聞いております。また、
体育大学をいままで出た人が現在大体どのような
進路状況を示しているのか。せっかく新しい大学
をつくっても、それと全然関係のないような就職
先に行くというのではきわめて不経済なことだと
思ひます。そういう意味では、これまでの体
育大学を出た人がどのようなところに行ってお

のか。

それから大学は大体どの辺に分布しているの
か。今度の社会体育大学というのは、日本にただ
一つの大学になりそうですけれども、鹿児島とい
うような非常にへんぴなところにあるにしても、
そのようなことで全国からそのような人々を集める
というふうな見込みがあるのか、そういうことに
ついてひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) 既存の大学の分布状
態がどうかということでございますが、地区別に申
しますと、北海道地区には体育系の学部というよ
うなものは具体的にはございません。

東北地区には、全体の入学定員一万五千に對し
て百三十人というふうな形で、比率で申します
と、〇・八六%というものが体育系になるわけ
でございます。

次に関東甲信越でございますが、関東甲信越地
区に一番多く体育系の大学なり学部もあるわけ
でございます。入学定員総数約十五万人に對しま
して約千九百八十五名の入学定員というものが体
育系の入学定員ということになっております。全体
の入学定員に對しての比率でいけば一・三三%
という形になっております。

次いで、東海地域も入学定員に對します比率か
らいえば比較的高い数値になっておきまして、入
学定員の総数が約二万五千人でございますが、そ
れに對して体育系が四百人ということで、一・六
%の入学定員が東海地域ではあるということでご
ざいます。

なお、沖縄までを含めまして、九州・沖縄で申
しますと、入学定員二万九千人余りに對して百六
十人ということで、〇・五五%という形になって
おります。

地域的な配置という点で申しますと、関東甲信
越、東海、近畿というふうな地域に比較的体育系
の大学なり学部というものが配置されているとい
うことが言えるかと思ひます。

なお、九州地区で申しますと、具体的には福岡
大学、これは私立でございますが、福岡大学の体

育学部が福岡にあるということをごさいますして、その点から申しまして、鹿屋の地域というのは、確かに日本全体から見ますと鹿屋という土地柄は西日本の九州の南部ということになるわけでごさいますけれども、先ほど申しましたような全体の配置から申しまして、必ずしも不適切ではないというぐあいに私も考えております。

なお、卒業生の就職状況が、特に専門分野を卒業しても必ずしも自分の専門分野で就職できないという現状があることも事実でございますが、たとえばお尋ねの点で、体育学部等の卒業生で申しますと、五十四年度の体育学部等の卒業生全体が約四千九百名でございますが、進路状況は、教員になつております者が一番多うございまして、教員が千七百八十七名、ほかに進学者が百二十六名おるわけでございますが、就職いたしておる者としては、ただいまの教員、その次がスポーツ関係で六百七十二名、公務員で二百五十八名、その他の就職者、これはいろいろあるわけでございますが、五百九十二名ということになっております。

進学者を含めまして、三千三百人余りが就職なり進学ということで進んでおるわけでございます。○高木健太郎君 このように教員として進まれておられる方が非常に多いわけなんですけれども、それらと競合しないようにしないと、先ほどの本岡さんのお話でも、教員になることは大変困難であるわけなんですから、なおさらそういう問題が起こつてきやすいわけですから、その点も十分お考えにならなさいかねのじやないかと思ひます。

また、九州の方には少ないということですが、それでも、それは体育大学、体育学部として少ないわけであつて、今度のやつは非常に特殊な社会体育を目標とするということであるなら、何もそんな端の方へ持つてかなくともよかつたんじゃないか。そこに固有地があるとか、そういうことで持つていかれたんじゃないかというふうな気もするわけであつて、何だかちよつとその点が割り切れない気がしますが、その点もし説明ができるなら

ばしていただきたいと存じます。

○政府委員(宮地貫一君) 午前の御説明の際にもちよつと触れて申し上げたわけでございますが、鹿屋に大学を設置するという点については、実は昭和四十九年度に調査費が計上されまして、それ以来今日まで検討してまいつたわけでございます。

最初教員養成の新構想の大学ということでスタートはいたしたわけでございますが、その後、昭和五十三年度には新しい高等教育機関としてどういうものが適切であるかということについて調査に取り組むことになりまして、五十四年度には体育系の新しい高等教育機関としての調査経費が計上されたというようないことが経緯としてあるわけでございます。

その間、国立体育大学の調査会、これは東先生が会長でございますが、体育大学の基本構想についての報告をいただき、また体育系の新しい国立大学の構想に関する調査会からも新体育大学の基本構想の報告がまとめられたわけでございます。そういう検討結果を踏まえまして準備を進めてまいつたわけでございます。実は調査の最初の時点ですでに鹿屋地区に大学をつくるについての調査ということでスタートをいたしたわけでございます。

そういうことで、今日までいろいろと経緯があるわけでございますけれども、私も私どももいたしましては、体育系の新しい大学として御提案申し上げておりますように、名称について先生からさらに検討してはどうかという御示唆もあるわけでございますが、従来の体育大学とはその点が違つて新しいものをねらつておるというものでございまして、進路指導等に当たりまして、全国の高等学校等に対しまして、鹿屋体育大学のねらつておるねらいというふうなものについても十分理解を深めるように徹底をさせる努力は、今後私どもとしてもいたさなければならぬわけでございますが、そういう形でこの鹿屋体育大学を設置するということで対応いたしておるわけでございます。

その辺、既設の体育大学とはねらいが違ふという点については、私も私どもとしても十分努力を重ねて広く理解を深めるようにいたしたい、かように考えております。

○高木健太郎君 ぜひそのようにお願いいたしましたと思ひます。初めの意気込みはそうであつても、実際に進めると、体育大学という名前を示すとおりで、また一つふえたというだけに終わつてしまふまいように、ぜひその点を十分に考えていつていただきたいと思ひます。また、いままでにある体育大学の卒業生あるいは教育学部を出た卒業生との間の競合を起こさないように十分に御考慮をお願いいたします。

次は、この教育大学及び体育大学、どの程度の経費、施設費あるいは設備費と設置費をどれだけ考へておられるのか、もしお差し支えなくばお聞かせいただきたい。

もう一つは、定員はどれくらい考へておられるのか。学生は百四十人ということをお聞きしました。が、ファカルティー・レシオがどれくらいになるのか、これなんかはちよつとおっしゃりにくいところがあるというところでございますが、これまで既設の大学で非常に必要科目が、あるいは社会的に必要な科目がふえるというときに、ぜひ定員の増員をお願いしてもなかなかいただけない、ほかの定員をやりくりして非常に苦しいところを忍んでおるわけでございます。またそれは総定員法とかという枠の中でしかやれないから、何かやろうとすると、そつちの力を削るというので、非常に熾烈な定員の獲得争いがあるわけでございます。その場合に、新しく今度こういう大学をおつくりになると、それだけの定員をどこから持つてこなければならぬ。またいま行革もあるという時期に、このような大学をつくり出すとお金もかかりますし、定員にもかかわるということ、この点をどうお考へになつておられるか、ひとつお話しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 全体の所要経費の見積もりがどうかというお尋ねでございますが、これから整備を要する点もございしますので、ここで明確な数字ではなかなかお示ししにくいんでございしますが、私も私ども一応推計をいたしております点で申し上げますと、所要経費をいたしましては、施設整備費、設備費、用地取得費、これには造成費等を含めまして、全体で合わせまして約百億を若干上回る金額にならうかというぐあいに推定をいたしております。

なお、こういう新しい大学をつくりますれば、当然に学長以下の所要の教職員についても配置を必要とするわけでございます。これは御案内のとおり、特に国家公務員の定員削減計画という全体的な計画の進行しております中で、私も私も必要の教職員定数を確保するためには非常な努力を要するわけでございますが、こういう大変現下の厳しい財政状況ということも勘案いたしまして、先ほど御説明を申し上げましたとおり、開学はこの秋十月の開学でございますけれども、実際の学生受け入れに当たりましては、実は当初は五十八年度受け入れということでも考へたわけでございますが、全体的な慎重な準備を重ねるということと、さらにあわせて財政負担が集中しないということも全体の配慮の中にはございまして、実際に学生を受け入れる時期は五十九年四月というところで、これは鳴門の教育大学の場合も同様でございます。そういう慎重な準備期間を考へるということでも対応いたしておるわけでございます。

もちろん、国立学校全体で申しますと、たとえば医科大学の整備というふうなことで附属の病院施設の整備等で大変な定員の需要があるわけでございます。そういう全体的に非常に厳しい状況、私も私も十分その厳しい状況というところを踏まえまして、これら私どもとしては今日まで十分な調査を進めて準備を重ねてまいつたものでございまして、そういうようなものについて、この際五十六年度から開学に踏み切るということでも予算を計上し法律案をお願いいたしておるわけでございます。その辺は、私も私どもとしまして、十分事

態を踏まえまして慎重な準備を重ね、この大学が
所期の目的を達成するようなそういう教官組織を
整えるということも勘案いたしまして、慎重な対
応で臨んでいるところでございます。

○高木健太郎君 定員はお話し願えなかったんで
すが、一つの大学に、おいおいではございませう
うけれども、最終的には二百人とかその辺の数に
なると思っています。現在存在している国立大学ある
いは医科大学系なんかは新設をされて、その
方の人間も要るわけなんです。そこで、国立大
学全体としてはその枠は余りふやさない、他の大
学はもう削減されているという状況でございま
す。そういうときに新しい定員をここに持つてく
るということですから、ほかの大学も充実しない
でいてこれをつくつちゃうというところに私
ちょっと何だか非常にきつところを感じるわけ
です。

それはおわかりでございましょうから、これ以
上は申しませんけれども、私一つここで提言があ
るんですけれども、現在現存している国立大学で
は定員削減を毎年何人かずつ強いられているわけ
でございいます。何とかやりくりしておりますけれ
ども、他の諸外国、先進国に比べて、教授、
助教はおりましたも、いわゆる下働きという人
がほとんどいないわけなんです。そこをみんな切つて
いくわけなんです。そうすると、試験管を洗うところ
までやらなければならぬ、動物の世話をするところ
までで研究者がやらなければならぬ。そういうこ
とだと研究の効率が非常に落ちるわけです。これ
はもうおわかりの上でやっておりますんでしょ
うけれども、定員がふやされない、いろんなこと
でそういうようにやっておりますわけなんです。

そこで、私の提言は、現在文部省から科学研究
費というものをを出しておられるわけなんです
けれども、その科学研究費は人件費には使えないと
いうそういう一定の枠がはめられているわけ
です。この科学研究費を人件費に使ってもよい、た
とえば短期にその科学研究費が続いている間は一
人なり二人なりの人間を人件費として使つてよろ

しい。現在、理学部とかあるいはその他のところ
で大学院に入りまして、月謝は払わなきゃなら
ぬ、どこからも金は来ない、どこかアルバイトに
行くというところで、本当の意味の研究ができてい
ないわけなんです。人件費に使えれば、そういう
人々たちを研究に参加させていくことができるん
じゃないか。奨学金も出ておりますけれども、
も、科学研究費の中に人件費を入れて、現在ある
ところの大学の人件費を少しカバーしてもら
う。こういうことができれば現在ある大学は非常に助
かるのではないかと。そうでないと、一方では定員
をどんどん体育大学の方に持つていっちゃうた、
こちらの方は削減されるということになると、大
学院としては非常に不平不満がその中から起こ
ってくるのではないかと。こう思いますが、この点を
ひとつ私提言をしておきましてお考えをいただ
きたい、大変むずかしいことがあるんでしょ
うからお考えをいただきたい。

また、私いろんな大学に会いますと、科学研
究費の中で少しぐらい人件費の方に回してもよい
ということであれば、われわれ非常に助かるん
だけれどもという話がございまして、これはもち
ろんバートでございまして、一年なり二年なり
で切るといふことを承知の上で雇う。これはな
なめんどろなことがあつた感じが、ひとつ
ぜひお考えをいただきたい。

また、いまの定員というところは、行革といふこ
とが一方で行われている最中にこういうことが出
されるわけですから、それに対しては十分な説明
をしなければならぬのじゃないかと思つておりま
す。この点もぜひよろしくお願いしたいと思
います。

あと一、二お聞きしたいこともございしますが、
以上で大体体育大学及び教育大学の大学設置の方
は終わりました、あと研究所のことについてちょ
っとお聞きしたいと思つています。
御存じのように、岡崎には分子研と生物、生理
研があつたわけなんです、これが三年後には管理体
制を一つにするということで私もいろいろ御相談

を受けたことがございます。今度岡崎の方が機構
として一本にまとめたようございしますが、岡
崎国立共同研究機構という名前になりましたが、
そういうふうな名前になりました経緯をお話し
いただきたいと思つています。

○政府委員(松浦泰次郎君) 従来の国立大学共同
利用機関は、名称中に目的とする研究内容を表現
しておりましたが、本機構は研究分野の異なる三
研究所で構成されております。それぞれの研究所
の研究内容の全体を名称中に表現することは困難
な事情がございまして、それで特定の機関の名称
であることを明確にするという観点から、三研究
所の設置場所が岡崎の同一地域にあること、これ
が新機構として統合する上で大きな契機になつて
おるといふことを表現することとしまして、岡崎
という地名を冠することにしたわけです。それか
ら設置者を明らかにするという意味で国立という
言葉を入れました。さらに研究所群の意味合いを
出すこと及び全国の研究者による共同研究の場
であるという新機構の基本的性質を表現すること
の観点から共同研究機構ということにいたしました
。そのような要素を勘案いたしまして、岡崎国
立共同研究機構という名称にいたす計画となつた
ものでございまして。

○高木健太郎君 分子研とあとの生物、生理はち
よつと性格が違うというので大変難航したわけ
でございまして、これではその内容がよくわから
ないというところについては何か工夫をされたわけ
でしょうか。

○政府委員(松浦泰次郎君) 名称としましては、
いまのような名称にいたしました。この共同研
究機構の下に三つの研究所が、平易な言葉で言
うと、ぶら下がるといふことになりました。それ
ぞれ実際に三研究所がそれぞれの名称を使つてい
くというふうなことが考えられるわけございま
す。そのようなことで実際問題としてはそう不便
はない。
先ほど先生御質問ございましたように、私ども
もずいぶん関係者で検討いたしましたして、その三研

究所からも案を求めまして、また法制局の審議に
おきまして、そのようなことに相当時間を要し
まして研究いたしました。ただ三研究所を共通
するよう名称というものがなかなか見つから
ない。そういうことで実際にはこの共同研究機構
の下に三研究所がぶら下がります。それぞれの名
称をあわせて併用するということでございます
。このようになつた次第でございます。

○高木健太郎君 共同という意味は、他の研究機
関と共同ということもあるのでしょうか、ある
いは三つが共同するというのどちらのことになり
ますか。それからその英文のあらわし方はどんな
うになるか、ひとつお教え願ひたい。

○政府委員(松浦泰次郎君) この共同にはもとも
と、強い要素としましては、三研究所が共同して
いくという面が強いと思つています。ただ、もとも
とそれぞれの研究所自体が全国の大学の共同利用機
関としての性格がございまして、あわせ表現し
ておるといふような考え方でございまして。
英文につきましては、いま私承知していません
のでございまして。英文につきましては、研究所内
部におきましても固まった表現はまだ出ていない
のでございまして。

○高木健太郎君 実は早くつけたいと、あそこは
国際的な研究の一つの中心にもなつております
で、そういう意味では私はできるだけつばな名
前をつけてもらいたいのですが、そういうときに
共同なんというのが非常に訳しにくいんじゃない
かな、意味があいまいなものですから。だから、
英文の名前をおつけになるなら、もちろんりつぱ
な方がおられるわけですから私なんか申し上げ
ることじゃないんですけれども、内容がはつきりし
ないと名前を書くときも非常にめんどろなことが
起こるわけなんです。だから、日本名はできたけ
れども、今度は英語名をつけたときにまたごたご
たする。そういうことにならないように、十分り
つぱな定義があつた上でこの名前をつけられた
こととしたいと思つています。
それから次は、国立歴史民俗博物館というのが

今度できるそうですが、国立の民族学博物館というものが大阪の方にあるわけですが、それとの関係をお話しいただきたいと思ひます。

○政府委員(松浦泰次郎君) 先生も御存じのように、国立共同利用機関には、大きく分けて、大規模な施設、設備を設置し、それを多数の研究者が共同利用するといふものと、それから特定分野についての資料を組織的にあるいは網羅的に調査、収集しまして、そこにまた多数の研究者が集まり、また連携をして研究を進めていくというものとあるわけでございます。

いまの御質問の民族学博物館につきましては、その後のような機能を持つものとして昭和四十九年に設置されたものでございますが、今回の国立歴史民俗博物館も民族学博物館とはほぼ似たような使命、機能を持つて出るものとして類似の共同利用機関ということが言えるかと存じます。

○高木健太郎君 しかし同じようなものではないんでしょ。おのおの特徴がなければおかしいんじゃないか、大きなもの二つつくって。

○政府委員(松浦泰次郎君) 国立民族学博物館の方は、具体的な目的としては、「世界の諸民族に関する資料を収集し、保管し、及び公衆の観覧に供するとともに、民族学に関する調査研究を行い」というものでございます。

もう一つ、新しく計画いたしております国立歴史民俗博物館は、「我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料を収集し、保管し、及び公衆の観覧に供するとともに、歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究を行い」というものでございまして、内容的にはかなり相違があるわけでございます。運営形態がかなり似ておるといふことでございまして。

○高木健太郎君 よくそれでわかりました。

もう一つ最後に、宇宙航空研が分離して宇宙研が独立するということがございましたが、どういうわけでそのようになりましたか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松浦泰次郎君) 御存じのように、わ

が国の宇宙科学研究は、従来東京大学付属の宇宙航空研究所を中心に行われてきた経過がございまして。そこにおきまして科学衛星、大型気球あるいは観測ロケット等の大規模な研究プロジェクトを推進してまいりましたわけでございますが、近時アメリカ等との国際協力による共同研究事業、あるいは国内におきましては、宇宙開発事業団等が実用目的の衛星、ロケット等に関する機構、機関等との協力というような協力事業がかなり増加してまいりました。またこの宇宙科学につきましては、全国の大学等に属する宇宙科学研究者の創意と力をもっと強力に結集しまして、組織的な研究を進めるといふような必要が生じてまいりました。そのようなことから、特定の大学の一部局としての付置研究所ということであるよりも、もっと研究の規模、体制、責任ある運営というような観点からしますと、国立大学共同利用機関という組織に転換する方がよいというような考えになったものでございます。

このことにつきましては、文部大臣の諮問機関でございます学術審議会も、そのような宇宙科学の趨勢を見まして、わが国の宇宙科学に関する中核となる研究所の必要性を強調してまいって答申をしております。

そのようなことで、東京大学内におきまして、内部に委員会を設けましていろいろ従来の宇宙航空研究所のあり方を研究してまいりました。が、大学から独立した宇宙科学研究への転換というところにつきましては学内における意見の一致を見ました。そのようなことから今回独立の宇宙科学研究所として誕生させるという方向になったものでございます。

○高木健太郎君 そうすれば規模も大きくなるし、定員もまたふやせる、あるいは予算ももう少しもらえると、こういうことになるわけでございますか。

○政府委員(松浦泰次郎君) とりあえずは、先ほど申し上げましたような事情から、もっと共同利用機関としての性格を強く打ち出すということが

中心になっております。したがって、今回の転換に当たりましては、大部分の従来の研究所の方々が新宇宙科学研究所に移行するということがございまして、一部従来の東京大学にもありましたが航空研究所の系列を含みますような航空機に関する部門等は、東京大学の中に残るといふようなことでございます。ただ、宇宙科学の関係が世界的にも目覚ましい進展を見ておりますし、私ども今後の状況によりまして、それを支援、研究を助長していくということを考えていきたいと考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 大体まあ予算がふえるかということをお聞きしたいんですが、ふえるんでしょ、多分。そちらの方がうまくいくんじゃないかという意味でお答えになったんだと思いますが、最後に、昨日の新聞で私立大学の補助金の削減という問題が総理大臣からお話があったようでございます。一方ではしかし、私立大学というのはほとんど私立大学としての建学の精神で建てたこと、独立自営ということでおやりになったこと、補助金というものはもたらぬに似たことではないんでしょ。それならば私立大学自身は、実は大学は私立大学の方がはるかに多いわけでございます。国は高等教育というものの一環というよりも、その大部分を担っているという状況でございますから、そういう意味で国がこれに対して少し肩がわりをしているということであらうと思うわけです。だから、国の一つの教育機関であるというふうにお考えになっておって、そこに補助金を出しておられるんだ、これを削減すると一方で言いながら、一方においては体育大学を建てていくとか、あるいはこのような研究所を拡大していくとかいうような考えがあるわけですね。これは何とかうまくいふように、国立大学あるいは国立の機関をこれだけ拡充し、定員を使っていくというように根拠をしっかりとっておかないと、割り切れない気持ちが残ってきちゃうんじゃないかということを私

心配するわけでございます。きょうはその意味で体育大学に限りまして少し詳しくお聞きしたわけでございますけれども、これが有用に確かにこいういふものが設立されてよかったと、長く喜ばれるというふうにとつてひこの際格段の努力をお願いしたいと思ひます。そうでなければ、行革はやる、定員削減はやる、こちらの方の補助金も削減する、あるいは国立大学の既存のものも削減しているという状況の中でこいういふものが浮かび上がってくる、あるいは私立大学の設置を制限しているという中でこいういふものが出てくるというところに、何となく割り切れないものが国民に残るんじゃないかと思ひますので、一層のひと御尽力をお願いしたいと思ひます。

最後にお聞きしたいんですが、学術会議の方で、毎年ということでないでしようが、これまでいろいろ報告を政府の方にやっておるわけですが、その中にも研究所あるいはその他のものが含まれておると思ひます。これらはいま幾つぐらいたまっております。大体将来どのようにならうとお取り扱いにならうとしているのか、そのことをお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(松浦泰次郎君) 昭和五十五年度までに日本学術会議から報告のありました文部省関連の研究所等の設置にしましては、すでに措置したものが三十四件ございますが、未措置のものが三十五件でございます。これにつきましては、学術審議会の四十八年の答申におきまして、今後設置される研究所は特定の大学に付置するにせよ、しないにせよ、共同利用研究所として設置することを原則とすべきであるという方向がございまして、私もそのような方向で今後検討していきたいと考えております。

ただ、日本学術会議からそのような報告等がございしても、それを踏まえまして、実際に担当する先生方の、どういふか、企画といふか、具体的な動きがございせんか、容易にそれが実現しないということもございまして、また日本全体の学術研究の現状との関係におきまして

は、文部大臣の諮問機関であります学術審議会の考案等も踏まえながら今後対応していきたいと考えている次第でございます。

○高木健太郎君 この教育あるいは研究というふうな問題は、国あるいは世界のいろいろの景気不景気ということによって動かされてはいけない、非常に長期的な一つの計画でございまして、そういう意味では、社会的要請というふうなことを言っている、そうすると景気によって切つてみたり延ばしてみたりということになりますので、私は文部省としては、いろいろな要求もあるでしょうけれども、これが将来国のためというふうになるんだ、あるいは国民の幸せのためにどうなるんだ、あるいは一人一人の個人の幸せのためにそれがどのような形になるんだという教育の原点というところを踏まえられて、余り左右されないように長期的な目でこの教育行政というものを扱っていただきたいと思うわけで、そういう意味で今度の体育大学というのいろいろ問題がありましようけれども、私はおやりになつてもいいだろう。何か確信がとおりになるなら、それでやりなつてもいいというふうに考えるわけで、単に経済的に見るならば、行革もやっていると、定員削減もやっていると、その中で建てるというたれでもこれはおかしいと思うわけです。そういう意味で、文部省としては将来の日本あるいは将来の国民の幸せを考えてどうするんだというふうな根拠、原理をしっかりと踏まえて今後もやっていただきたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わりますが、文部大臣からもひとつお言葉をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 高木委員からの非常に示唆に富んだいろいろな御質問なり、あるいはまた御意見に對しましては深く傾倒いたしておるところでございます。

最後にお話のありました、文教政策というものが非常に基礎的なものであり、重大なものであると同時に、非常に息の長い将来の展望を踏まえた

しっかりとしたもののでなきやならない、さようなことから、いろいろな当面の問題にいたずらに幻惑されることなく静かな姿において基礎を固めてまいりたいと、このように考えております。ありがとうございます。

○高木健太郎君 質問を終わります。

○下田京子君 ただいま議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案の中で、第一番目に、「鳴門教育大学及び」というふうなところで、鳴門教育大学はすでに設置している上越、兵庫の二教育大学と同じように、教員の資質、能力の向上という社会的要請に對処するため、主として教員の研究等の機会を確保するんだと、これが一つの大きな目的になつていゝと思ひます。

そこで、私は第一にお尋ねしたい点は、この大学に学ぶ現職教員の研修のあり方といふことです。そういう点でお尋ねをしたいわけなんです。研修のあり方をめぐつて衆議院の文教委員会ではいろいろ議論になつた経緯は、文部省の方では御存じだと思ひますが、その一つとして、「昭和五十六年度愛知教育大学大学院教育学研究科 研修派遣実施要項」というものが出ていゝということについてどうなんだと衆議院で議論になつたときに、存じてないの調査して、それで衆議院の文教委員会の方に報告したいと、こういうお話が三月二十五日にあつたと思ひますけれども、その後文部省としてはこの愛知教育大学の実施要項を手に入れたと思ひますけれども、いかがでしやうか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま御質問の研修のあり方並びに後のいろいろな経緯等につきましては、担当の政府委員からお答えいたします。

○政府委員(三角哲生君) ただいま御指摘のように衆議院での御質疑がございまして、そのときに山原委員の方からコピーをちょうだいいたしまして拝見はしたんでございますが、さらにそういう御要請でもございまして、愛知県の教育委員会の関係者からいろいろ説明を受けておりまして、大体の状況は私どもとしても理解しております。

でございますが、その後まだ機会を得ませんので、衆議院の文教委員会の方には御報告をするには至つておらないのでございます。

○下田京子君 衆議院に報告してないけれども大体つかんでいゝと。でしたら、改めて当参議院の委員会でお願ひしたいわけで、いまお持ちになつていゝ実施要項に基づいて、まず「目的」をお読みいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事世耕政隆君着席〕

○政府委員(三角哲生君) 「愛知県公立小・中学校の教員を現職のまま大学院に入學させ、職務上必要とされる高度な専門知識の研究習得によつて、研修指導者の育成を図りもつて学校教育の充実に資する。」

○下田京子君 いまの「目的」は、鳴門教育大学の場合の研究目的とおよそ同じだと思ひますが、それじゃ派遣の基準及び手続、まず「受験者の資格要件」とのところをお読みください。

○政府委員(三角哲生君) 三つに分かれておりまして、三つごとく冒頭のところに黒丸がついておりまして、

・ 四年制大学卒業後教職経験三年以上十年未満で年齢三十五歳以下の者のうち、教職の勤務及び指導力が優秀であり、身体強健かつ教育情熱に燃える者であること。

・ 大学院修了後も愛知県公立小・中学校教員として勤務する誓約書を提出した者。

上記要件を具備し、かつ市町村教育委員会が推薦した者。

○下田京子君 それじゃ「推せんの手続」を読んできてくれませんか。

〔理事世耕政隆君退席、委員長着席〕

○政府委員(三角哲生君) (ウ)の(ウ)とそれぞれな括弧がついておりますが、分かれておりまして、順に申し上げます。

(ウ)校長は資格要件を満たすものであるかどうかを確認の上、本人の受験申請書、誓約書、教職実績書を添えて、市町村教育委員会に推せんする。

(ウ)校長の推せんを受けた教育委員会は、候補者一名を限度として教育事務所へ推せんする。

(ウ)教育事務所は、市町村教育委員会から推せんされた候補者の中から一名を限度とする候補者を選定し、県教委へ推せんする。

(ウ)名古屋市教育局は、三名を限度とする候補者を選定し県教委へ推せんする。

○下田京子君 いいですか大臣、いまの愛知大学の場合には、教員が研修する場合に校長先生がまず推薦する。それから教育委員会が上げて、そこでまたしぼつて、それから教育事務所へ上げて、またそこでしぼつて、そして最後に県教委に推薦すると、こういうふうになつていゝんですね。ですから最初からずつとしぼられていゝんです。

愛知教育大学の場合、実際は五十五年度何名の方が推薦され、そして何名合格されていゝのか。お調べだということですから、その辺どうなつていゝんです。

○政府委員(三角哲生君) 五十五年度に行いますのは、五十六年度の大学院入學者の選抜に係る手続になるわけでございまして、愛知県教育委員会のいわゆるこの手続を経て受験した現職教員は三名でございまして、

○下田京子君 合格者何名か聞いていゝんです。

○政府委員(三角哲生君) そのうち合格した者は一名でございまして、

○下田京子君 もう一度聞きますが、推薦を受けて受験した者が三名で、合格した者が一名と、間違ひありませんか。

○政府委員(三角哲生君) 同意を得て受験した現職教員は三名でございまして、そのうち合格した者は一名でございまして、

○下田京子君 それじゃ同意を得ないで受験した者は何名おありまして、合格したのは何人になつていゝんです。

○政府委員(三角哲生君) これは大学の方からの調べも必要であつたわけでございまして、私どもただいま承知しております状況を申し上げますと、先ほど申し上げました三名受験、一名合格の

ほか、愛知県下の現職教員の受験者が三名、そのうちの合格者が二名という状況でございます。

○下田京子君 そうしますと、推薦を受けなくても受験して、そして合格した人もおるわけですね。そして推薦を受けなくて合格した方の人数の方が多いということになりますね。よろしいですね。

○政府委員(三角哲生君) 推薦と申しますが、私も承認しておりますのは、同意手続を経ている者が三名おありまして、そのうち二名が合格をしておるといふ状況を承知しております。

○下田京子君 推薦、同意をもらわないで合格した人の取り扱いはどうなりますか。

○政府委員(三角哲生君) これは所定の手続を経ないで入学になりますので、現職現給のままというにはならない。したがって、退職して入学するとか、そのほかのいろいろなやり方があるかと存じますけれども、私もいままで得ている情報では、いずれも退職して入学なさるという、そういう御本人の、何と申しますか、気持ちでやっておるようでございます。

○下田京子君 大変問題がはつきりしたと思いませんね。いいですか。その同意を得ない、推薦を受けてない者が合格しても実際には現職現給で研修はできない。しかし実際に推薦を受けて合格した人は現職現給で取り扱われる。大臣よろしいですか。

そうしますと、教特法の十九条あるいはまた二十条から言って、教育公務員特例法から見ても、教員の研修のあり方ということがいろいろに差が出てくる、愛知県の場合はですね。それでこういう状況が鳴門の教育大学の場合にも出てくるんじゃないかという点で衆議院の文教委では問題になったし、いまのお話でも、はつきりと教員が研修をしたいというのに、その研修の場を片や推薦、同意を得てなかった、手続を踏んでなかったという点で、合格したけれども現職現給が認められないと、こうなってしまう。ここに問題があるんじゃないでしょうか。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですが、この愛知教育大学のようなこういう研修派遣実施、こういうやり方を御指導いただくお気持ちはないでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) いま御指摘の事柄についてもう少し事実関係をちょっと申し上げたいと存じます。

三名のうちのお一方は、受験の同意手続をとるべく申請をなさいました。これは教職経験一年ということ、さき私読めという仰せで読みました中にあったかと存じますけれども、そういうことで岡崎市の段階で外されたのでございます。御本人は合格して退職の上入学なさったと、こういうことでございます。

それからもう一方は、受験の同意の申請をなさなかったというところでございまして、これは個人的に受験を決定して、そうしてもし受ければやめることになるわけでございまして、そういう意味合いで校長の承諾を得た上で受験をなさった。そして合格をいたしまして退職の上入学なさったわけでございます。

それからもう一方は、これは教職経験がまだ二年というところでやはり外されたというところでございまして、この方は受験したが不合格であったというところでございます。

でございますから、これは特に愛知県がこの問題について基準とか、あるいはやり方とかでぐあいの悪いような対応をしていたということではないというふうに思っております。

○下田京子君 受験の資格要件のところ、愛知の場合には三年以上十年未満、年齢三十五歳以下と、こうつけているわけですね。だから、それに合っていないというところだけども、逆に言えば、合格した後で所定の手続をするということでも、いまのような年数要件等々で合ったらば、これは事務上のことですから何ら問題がないんではないかと思うんですね。とすれば、結果として、とにかくこういう合格したという方が、所定の手続が踏まれてなかったけれども、合格した後、手

続をして、要件に合っていれば、じゃ現職現給で扱うというふうに運用上見られるんだというふうな解釈できるものでしょうか。これは大臣にお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) この大学院におきます現職教育というのは、あくまでこれは現職教育でございまして、現場での子供たちを相手にしてある程度のしかるべき経験を持った方がそれを踏まえて研究をしていただくという趣旨があると思っております。現職経験一年、二年ということで勉強なさる、これもまた自由でございましてけれども、現職現給で出たいただくという趣旨があるわけでございます。

一年、二年で勉強されることも結構でございますし、学部を終えてすぐそのまま修士課程にお入りになるということもいいわけでございますが、市町村の教育委員会なり県の教育委員会なりが教育の現場における教育水準の向上を期してこういう制度を設けますからには、一応の線は引かなければというところで、そうして私も都道府県の教育長協議会とも相談いたしました。五年という線を引きたくてございまして、でございますから、それにのっとってやっていたいとおす。失礼いたしました。

それで、こういう手続が決まっておりますわけでございますから、もちろん教育委員会側は、勉学の熱意等を含めまして公正な手続の執行をしなければならぬと存じますけれども、これはお受けになる方も、人を教える立場の方々でございまして、良識を持ってそういうときの出処進退については御自分で考えていただきたいということが基本ではないかと、こういうふうに思っております。

○下田京子君 これは愛知教育大学の問題ですけども、文部省が指導されているあれです。ね、国立と同じように。

それで、三月の二十日ですか、これは衆議院の文教委員会でも、同じく局長さんがお答えになつておりますけれども、文部省の考え方としては、大

臣にかわって局長がいつも御発言されているようですけれども、「私ども」としましては、新構想の教育大学へ行きます場合も、あるいは既設の大学院に行きます場合も、同じような状況、条件で事柄が出てまいります場合には、それはできるだけ同じような扱いにしたいというふうなことで、教育委員会にも考えてもらっているところでございます。こう答えていくわけですね。

そうしますと、愛知教育大学のこの研修派遣実施要項なるものは、文部省がすでにやられている兵庫や上越に対する教員の派遣の基準とは違うわけですね。今回設置しようとする鳴門についてもまた違うわけですね。そういう点ですと、この愛知教育大学のこうした研修要項について改めるようにいま文部省がお考えになっている立場から御指導なさるべきでしょうか。どうでしょうか。これは政治的なことだから、それこそ大臣がお答えくださいますよう、政治的ですからね。

○国務大臣(田中龍夫君) 事務当局から、いままでのいろいろ規定を先生の御要請に従いまして読み上げました。私は第三者的と申しますか、その答弁を聞いておりました、つまり言えば、愛知教育大学の上級の学校で勉強するということについて何ら阻んでおるわけではない。ただ、国なり何なりからお金をもらって上級の学校に行こうとするときには、これだけの条件を必要としますよというように、こう常識的に聞いたんであります。だから、お国の方からお金をもらわないで自分で勉強し、自分で進学をするということ、何ら阻んでおるようなものではないんじゃないかと、こう考えて、これは非常に常識的に、いままでの経過も何も見ないで、常識的に見て、お金をもらって行くというなら、お金を出す方のある程度までの条件は、それは仕方ないんじゃないかな、お金をもらわなくてもいい、自分で勉強するのである、これを邪魔しているわけではないように思っておりますが、いかがなものですか。

○下田京子君 大臣、何だかこの法案よくわから

ないみたいな感じで……。いま、そうじゃないでしょう。この設置法の中では、現職現給でもって研修の場を保障しますよということなので、だから、その問題について、愛知の場合にはこういう形でチェックしちゃっている、単に年数のことだけ。年数のことなんかでしたら実務上の問題ですから、それはもう解決するわけですよ。

そうじゃなくって、基本的に鳴門に対してどうするかという点では、文部省が兵庫教育大学への教員の派遣についてということで一定基準を示したわけですよ。今後はその基準に基づいてやりやすよということでのその基準の中には、たとえば入学者は、受験したときには教育委員会と協議の上、同意をもってということ、前提的には、教職経験三年以上と、こうなっているわけですが、その基準はということ、基準は三つしかないんですよ。基準三つだけでしょう。

その三つの基準というのは、一つは、入学志願者が大学院終了後も当該都道府県において教員として勤務する意思を有するかどうか。二つ目は、大学院の派遣が学校運営上支障がないかどうか。それから、これは他の委員からちょっと問題になりましたが、かつ有益であるかどうか。三つ目には、入学志願者の心身が長期研修に耐えられるか、これだけなんです。そういうふうなことで、あとは、長期研修云々に留意すること、こういうのもありますけれども、一定の基準というのは三つなんです。

だから、この基準は、単純に実務的に取り扱うということになれば何ら問題はないのですよ。だから結果として、受ける人はだれでも受けなさいと。大臣がおっしゃっていることの意味を踏まえれば、受けた人を阻むものじゃないというのなら受けさせてくださいと。そうして結果として、あと事務的に考えていって、チェックしていったら、さっきの例のように、二年しかなかった、それじゃ、だめですね。じゃ、あなた、おやめになってもやりますかという話になるわけ。そういうことで受けることは阻まない。そうして合格し

て、事務的に見てみてどうかとかいうふうな形で処理されるのかどうか。ここが本場に研修のあり方というものを問題にしている一つの大きなポイントだと思ふのです。そういう点でいま大臣に聞いたわけなんです、局長どうなんですか、そういうことではないんですか。

○政府委員(三角哲生君) あくまでこの基準というのは、現職現給で出ている場合の一つの手続でございまして、そうして五十四年の通知で示しているのも一つの基準の例でございまして、ございまして、これにのっとってやっていただくように私も指導し、助言をさせていただいております。これは兵庫教育大学への派遣の際に決めた一つの通知でございまして、これは先ほど本岡委員からの御質疑もございましたが、上越とか鳴門につきましても、これと同じような扱いで指導したい、こう思っております。

なお、いま問題にされております既設の教員養成大学の大学院に対する入学の志願につきましても、この兵庫教育大学に示したようなやり方で行ってくださるのが望ましいと、こういうふうに私も考えておりました。衆議院の文教委員会でもそのように申し上げたと、そういうつもりであります。

それで、愛知の問題でございすけれども、衆議院の方での御要請もありましたので、先ほど来御指摘になっておりますこの実施要項、これは若干の経緯があるようでございまして、愛知教育大学の方から、地元でもあるので、愛知県下の先生方にぜひ受験してほしいという、そういう働きかけも事実上あったようでございまして、それを受けて、愛知県としても、ひとつそれなりの意欲なりあるいは研究の能力なりある者については派遣しようということ、わざわざつくられたようでございますけれども、それは確かに御指摘のように、兵庫教育大学への派遣とは文面が異なっております。この実施要項の中身及びその運用について、事情を聞いた上で、しかるべき指導をしてほしいという御要請が衆議院の方であつたわけ、

私も、したがって県の方に聞いたわけでございますけれども、県の方としては、文面は違えけれども、実際の運用は、兵庫教育大学への派遣の希望者に対するやり方と同様のやり方ではやっておるのだと、こういう話でございまして、そういうこととございまして、私もとしまして、その点は愛知県の教育委員会がそういうった手続をとっているというところは理解したわけでございますけれども、なお実施要項の内容には、確かに衆議院でも御指摘のありましたような、誤解と申しますか、そういうことを招くおそれのある文言等もありますので、今後この点を含めまして、文部省の通知の趣旨に沿った派遣手続に努めるように改めて要請をした次第でございまして、県の教育委員会の当局も、いろいろ検討したい、こういうぐあいに申されておるのでございまして。

この点は、ここで御報告を申し上げたことにしてよろしいかどうか、同じ共産党の先生の方からの御指摘でもあるわけでございますので、とりあえずそれだけ申し上げます。

○下田京子君 そうしますと、確認したいんですが、一つは、上越、鳴門についても兵庫教育大学への教員の派遣と同じような形でやり、これが今後の一つの基準である、これが一点。二つ目には、この基準に基づいて既設の大学等にも、この愛知大学の例も含めて、できるだけ統一できるような方向で指導もしていきますという点、これは確認できたと思うんですね。

そこで、さらに確認したいのは、それとやこの文部省が一定の基準としている兵庫教育大学へのこの教員派遣の基準なるものの幾つかの基準ですが、これは手続上の、事務上の問題だから、合格した後でもいいんではないかという点についてはいかがでしょうか。

つまり、そういうことを申し上げますのは、先ほどの教特法のいわゆる研修のあり方という点から言つての一点。それから、これもまた御承知だと思ふんですが、「附属学校内地研修員実施要項」というのがあるのは局長御存じかと思うんですが、

ね。この附属学校の場合には、局長も御存じだと思ふんですが、同じように派遣大学に行っている勉強したいというときには、合格した後で大学院の入学の許可の証明書をもらつて、そしてその書類を届けるという仕組みになっているんですね。ですから、本来、こういうあり方で支障ないんじゃないだろうか、こう思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 先に個人的に受けておいて、それで受かったからそれでは行かせていただきます、さようならと、こういうわけにはちょっといいかと思つております。これはたとえ現職現給でいこうと、そうじゃなくって、今回の愛知の一部の先生方のように、卒業後一年ないし二年というところから、やめて行かせてもらいますという方、そういう方の場合でも、これはやっぱり信義に反することになる。一緒に学校で子供たちを教えていて、勝手に大学でもどこでも受けておいて、受かったからやめさせてもらいますというの、これは学校ではなくとも、通常どこでも職場ではそういうことは常識だと思います。ましていわんや学校……

○下田京子君 発言の途中ですけれども、ちょっとごめんなさい。

○委員長(降矢敬義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(降矢敬義君) 速記を起こして。

○政府委員(三角哲生君) それで、まず公立大学のことを申し上げたいと思ふのでございまして、この現職現給で行く場合はもとよりでございます。でございまして、お断りをなさつてお受けになるということがまずあるわけでございますので、その上で現職現給で行くことを申請なさる場合には、教育委員会の方としましては、これは当然そういう方が合格されることを期待するでございまして、合格した場合のことをまず考えなきゃならない。そうすればその間の給料の予算でございまして、あるいは二年間行つておられる方あとの研修代替教員の手当てでござい

ますとが、あるいは旅費の問題でございすどが、あるいは全体の教員——その方が抜けるわけですから、それをどういふか、あるいは教員配置の人事をやらなさいかというところも絡んでくるので、そういう意味での手続が必要でございすから、これは事前に申し出ていただいて、それぞれの県でつくっておりますような基準に従って措置、処理をするということがどうしても必要であると思ひますので、受けて事後にそれをやればいいじゃないか、単にそれは事務処理の問題じゃないかというわけにはまいらないと思ひております。

なお、附属学校の派遣の問題につきましては、大学局長の所管でございすので、大学局長の方から申し上げたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 国立の附属学校教員が現職のまま大学院に入学して長期の研修に従事するに当たりましては、公立学校教員の場合と同様に、事前にその所属する大学の学長等の同意を得て受験する取り扱いとなつておるわけにございす。

なお、御指摘の「附属学校内地研修員実施要項」でございすますが、ただいま申しましたような手続で受験をしまして、合格しました者が研修員として派遣される間の旅費でございすとか、あるいはその者の代替非常勤講師手当を措置する場合の基準や手続を明らかにしたものでございまして、大学院を受験する際の手続や方法を定めた趣旨のものではございせん。

○下田京子君 ここに私の要項あるんですけれども、それは問題違ふんじゃないですか。「この制度は」ということで——もう時間がないから私読みませんが、第一に、「目的」のところもいろいろ書かれておまして、それで「候補者の推薦」というところで、合格後に書類を整えろと、こういうことなんですね。時間がないから、全体まだまだいっぱい問題があるということを言っているんですが、限られた時間で、何ですか研修の保障と

いいますかね、つまり実務的な手続でなぜ悪いのかというあたりは明確にならないですね。研修を受ける機会というのはだれにでも基本的な保障すべきじゃないか。そして、それはむしろよくやる話ではないですよ。当然いろんな計画や何かというは出てくるわけですね。しかし、先ほどから議論しておりますように、もうしほつていくというやり方ではないんだという問題があるんじゃないかというところかと、こういうことを言っているんです。

これは本当に残念でございすけれども、一人一人の研修、教育公務員の「職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」という教特法で述べられているその趣旨に基づいて研修を受けよう、職場の中でいろいろ話をして、校長さんが、じゃひとつ君、行ってこいよという、そういう職場の中で話合つていく場合もあるだろうし、それからいろいろその地域地域で、大きな研究集会といひますかね、小中の研究集会もございすから、そういう団体の中から推薦されて、それじゃ私、行こうかという場合もあるだろうし、いろいろあつていいんじゃないか。そして結果として、その後基準に照らしてどうなのかというところやられていいんじゃないだろうか。そういうことなんですね。大臣どうなんですか、その辺は。

○国務大臣(田中龍夫君) さつきお答えした点と申うんでありますが、局長さんや先生のように、むしろ専門用語をよく知らないものですから、私はわからないんだけれども、つまり上の大学で勉強しようと思ふ、それを決して阻んでおるわけではないんじゃないかしら。それから、まあ最近な言葉で言へば、お金をもらつて上級の学校へやつてもらふんだら、そのお金を出す方の規定に従つてもらふわいなと因るんじゃないかと、こういう気がするんでありますがね。

ただ、一段階であつたり三段階であつたりややこしいとか、それからこういう規定がある、ああいう規定があるという条文のことをおっしゃつて

いるような気がしまして、どうもわれわれ常識的な者からすると、何でもないうな気がいたすのでありますが、どうであらうでしょうか。私はむしろ新しい規定や条文は存じませんから、常識論でしかお答えできません。

○下田京子君 常識的に運用されれば私どもも問題がございせん。ですから、常識的に文部省が示された基準に基づいて——もちろん、やぶから棒に、黙つて行つて受けて、私、受かった、こんな感じというんじゃないと思ひますね。しかし基本的には、研修やなんか常識的にやられるという保障を何とかはつきりさせたいなと思つたんですが、時間の中では残念ながら明確になりませんでした。

それで、次に移りたいのでございすけれども、今度のこの設置法の中で、一つは、宇宙科学研究所を独立させることになりすね。この研究事業の実施内容といひますか、研究事業の主な内容をお知らせいたしたいと思ひます。

○政府委員(松浦泰次郎君) 今度予定いたしております宇宙科学研究所は、東京大学の宇宙航空研究所からの転換を考へておるものでございす。

この東京大学付属の宇宙航空研究所につきましては、御存じのように、昭和二十年代終りであつたと思ひますが、いわゆるペンシルロケットから始まりまして、その後国際地球観測年におきましてロケットの打ち上げ等を行い、順次宇宙科学を進展させてまいりまして、現在科学衛星を打ち上げ、あるいは大気球による観測、その他一般の観測用ロケットによる観測等の宇宙科学の推進をしてまいつております。今後、転換をいたしまして、宇宙科学の中核機関として、いま申し上げましたような分野を開発していくわけにございす。

具体的にさらに申し上げますと、気球及びロケットによる観測以外に、先ほど申し上げました科学衛星の打ち上げ、昭和五十九年度にはハレー彗星の観測を目的としますプラネットAというロケットの打ち上げもすでに研究計画が進んでおる

次第でございす。さらに国内の機関等との連携によりまして、将来の大型ロケットのための液体酸素、液体水素エンジン等の重要部分の分担研究、それからさらには国際的に現在新聞報道で騒がれておりますアメリカのスペースシャトル等を利用しました宇宙科学の研究等も今後進めていく計画でございす。

○下田京子君 いまのアメリカのスペースシャトルによる研究も進めていきたいということですが、具体的にアメリカの協力を得る研究機関というのはどこですか。

○政府委員(松浦泰次郎君) 具体的にはNASAと言つておる機関でございす。

○下田京子君 NASAつまり米国の航空宇宙局でやられておる研究所でございすね。そうしますと、そのNASAではどういふ研究開発をなさつておるんでしょうか。

○政府委員(松浦泰次郎君) これには、スペースシャトルを利用いたしまして、そこに粒子加速器による電子を宇宙におきまして放出しまして、宇宙の大気その他の観測を行うということが一つございす。

それ以外につきましては、なお現在具体化はいたしておりませんが、ハレー彗星の共同研究、それからエクウス線天文学、それから地球近傍におけるプラズマの起源に関する研究等も今後共同して行うという動きがございす。

○下田京子君 そのスペースシャトルなんですけれども、いよいよアメリカでNASAの研究で十日に船出するというお話を伺っているんですが、そうでございすか。

○政府委員(松浦泰次郎君) はい、そのように聞いております。

○下田京子君 このスペースシャトルが軍事研究にも非常に大きな役割を担うということの報道を聞いているのですが、その辺は御確認されていすか。

○政府委員(松浦泰次郎君) いわゆるNASAでございす。これは本来米国の設置法によりま

して、平和目的のために貢献するというようなことを中心的な使命とするというように聞いております。ただ、これにつきましては、国防省等が軍事的に利用する場合に、使用者としてスペースシャトル等を利用する場合があるということは聞いております。

○下田京子君 一九八〇年、昨年の二月五日、朝日新聞の夕刊にこういう記事が載っているんです。「マーク米空軍長官は四日、米下院軍事委員会での証言で、ことし後半に最初の打ち上げが予定されている航空宇宙局(NASA)のスペースシャトルが軍事的にも極めて重要な役割を担っていることを明らかにした。」

それから続いて三日後の二月八日、毎日新聞の夕刊で、さらにこういう記事が載っているんです。「ブラウン米国防長官は七日の上院商業科学運輸委員会での証言で、米航空宇宙局のスペースシャトル計画が軍事的にも重要な役割を担っているとの先のマーク空軍長官証言を再確認して、今後五年間の米軍の宇宙計画はスペースシャトルに決定的に依存することになるだろうと述べた。」

○政府委員(松浦泰次郎君) 詳細には存じませんが、新聞報道等でそういう感じの記事を読んだことがございます。

○下田京子君 新聞記事等ではお読みになっているということですから、とすれば、その軍事研究も行われているという点はお認めになるんでしょうか。

○政府委員(松浦泰次郎君) これは先ほど申し上げましたNASAの設置法におきまして、NASAが主として目的としまして、「宇宙における活動は、全人類の利益のために平和的目的のみに貢献されるべきであることを、議会はここに宣言する。」というふうな規定がござりますが、その後ろの方にたゞし書きがございまして、「合衆国の武器体系、軍事活動及び防衛の発展に特有な活動又は第一義的に関連する活動は、国防省の責任において、かつ、その指導のもとに行なわれるもの

とし」というような規定がございますが、これはアメリカの特殊事情によるものではないかというように考えております。俗に私も聞いておりますのは、ユーザーとして国防省がこれを利用することはあるというように聞いておる次第でございます。

ちょっとよけいなことになりましたけれども、コンピュータその他のことにつきましても、この利用の仕方によりましては、平和目的、学術の進展にも非常に役立ちますが、一面、利用によりましては、そういう軍事目的にもなるという両面があるわけでございますが、私も、日本の宇宙科学は平和目的のために奉仕する機関であるというように考えております。

○下田京子君 平和目的のために研究されたい、これは私たちが願うことです。しかしいまのお話の中でも両面があるということをお認めになられましたね。その両面の軍事目的の方についての歯ごたえはわが日本側としてはどういう形をとれるかという、保証はないと思うんです。

そこで、もう一つお尋ねしたいんですけれども、このスペースシャトルの積み荷割り当て予定というものがござれておりますが、御承知でしょうか。

○政府委員(松浦泰次郎君) その点については存じておりません。

○下田京子君 私、先ほど科学技術庁からもらいました。私、横文字弱いんですけれども、ずっとチェックしてみました。DOD、米国防総省が管轄している軍事目的に使われるプランになっております。このプランを見ますとどういう状態かと申しますと、時間がございせんから簡単に申し上げますが、一九八二年度—アメリカの場合には八一年十月、ことしの十月から来年の九月までが一年度になるんですが、八二年度から八六年度までの計画がここにずっと全部載っております。科技庁の資料によれば、

そうしますと、その実用飛行回数、この中で七十五回計画されております。七十五回の中で十八

回軍事用に使われることが明確に計画に出されております。何と四回に一回が軍事目的だということとはつきりしております。しかも、どこから出ていくかという基地の想定なんかもここに入っているんです。いつ、日付でですね、何年何月何日、そしてどこから出るかというのがここに全部記載されているんですけれども、そういう中にはカルフォルニア州のバンデンバーグ空軍基地が当てられているところも幾つかあるんです。これは北極、南極の上空を回るといふふうなこともなりまして、軍事的にかなり大きな目的が予想されるという危惧を抱かざるを得ないわけなんです。

こういうものをいままさにその事業内容として組むという、その相手方のNASAがやられていく研究計画を文部省が承知していないでやりになるというのは問題ではないでしょうか。大臣、どうなさいますか。

○國務大臣(田中龍夫君) 今日の日本の国際社会、なかなか科学技術の非常な高度の環境の中におきまして、私は、宇宙衛星というものは当然世界各国に伍して日本でこれを打ち上げることは必要だとまず思っています。

その次は、このNASAなるものをどう使うかということ、これはわれわれが考えております宇宙衛星の場合は、事業団の考えております宇宙衛星とは性格が、使用目的が違っていて、事業団のような長距離の軌道を行くのではなくて、むしろ短距離の地球に非常に近いところで運航をさせる。その目的もあくまで平和目的でしか使う考えは毛頭ないんです。

それから第三には、NASAといいますが、そのほか事業団がやっておりますとえば衛星にいたしましては、打ち上げの技術やその他アメリカのやつておるいろいろなものもありまして、それが、私もそれは一つの道具でありまして、道具をどう使うかということ、これはあくまでもわれわれは平和に徹して、そうして日本の国民また世界人類の発展向上のためにしか使う考えはない、使ってはならない。

ただ、道具をどう使うかということは、使う者の心がけでありまして、たとえば一本の包丁でも、家庭において奥さんがかわいい子供さんやだんなさんのお料理に包丁でさくさくを刻んだりあるいはお料理をつくったりするもの、あるいはまたその包丁を使って人殺しをするもの、使う人間の心がけの問題で、たまたま包丁が人殺しにも使えるからといって家庭でも菜切り包丁は使っちゃいかぬとか、出刃包丁を使っちゃいかぬとかということはない。

私は、そういうことから、日本国民というものが本当に世界の平和に貢献するために、あくまでも平和目的に、しかも近代科学において世界各國に伍して決して負けない、劣らないだけの科学技術を持たなければいけないし、それはあくまでも平和目的に使わなければならない。これはもう深く深く心に誓い、同時にそれに徹しなければいけません、かように思います。

○下田京子君 いま大臣三つのことをお述べになりましたが、研究の開発という点で国際的な協力、これはもう必要なのは当然です。

二つ目には、平和の利用ということと人類の発展に寄与する、これまた当然のことです。

三つ目には、どう使うかという際の問題ですが、そこで大臣、どう使うかというためにはその保障が必要だと思いませんか。その保障の一つとして、昭和三十七年の五月に宇宙開発審議会が、宇宙開発の基本的原則としては、平和の利用であり、そして自主、公開、そして国際協力ということを答申したと思いませんか。

そこで、私はこの保障の問題でお尋ねしたいんですが、今回の宇宙科学研究所が独立するに当たって、その研究者というのは教授であり、助教であり、助手なんですか。ですから、そういう皆さん方の身分を保障しつつ、同時に研究を保障し、その研究はいまま言ったような目的のために、自主、民主、公開というふうなことで運営上保障されるというところでやられるかどうか、それだけの御答弁でよろしいです。

○國務大臣(田中龍夫君) 政府委員からお答えします。

○政府委員(松浦泰次郎君) 宇宙科学を含みます大学等の基礎研究におきましては、研究者の自由な発想に基づいて研究活動が展開されるという特色を持ちます。また、そのことが、長期的に見ましても、わが国の学術研究の水準の向上に貢献するということに考えております。

また、その成果は当然公開されるものでございます。

さらに、大学等で行われます基礎研究は、本来的に平和利用を目的とするものであることも当然のことでございます。これは学術審議会の答申などの中においてもそのような趣旨がうたわれておるところでございます。

また、この宇宙科学研究所におきます研究活動が、研究者の自発性、自主性に基いて運営されるよう、その機関にしまして、たとえば運営協議員という制度がございますが、これはこれを利用します関係大学の研究者によって組織して、この宇宙科学研究所の研究計画を相談しながら固めていくというような趣旨のものでございますが、そのような点から、いま先生の御指摘のような点については問題はないものと考えている次第でございます。

○下田京子君 自主、民主、公開の立場で研究、運営等がなされるように、問題がないということでは言明されております。これまた、時間が限られていてないんで、そういう保障を具体的に今後の運営の中でお示しいただきたいということを期待したいと思っております。

最後に、もう一点でございますが、いま既設の大学全体の中でのいろいろ、総合化の問題であるとか教育研究体制のあり方だとかということで多くの御要望が出ていますのは大臣も御承知だと思います。これは後日に譲りたいんですが、福島大学なんかも学部増設等ではいろいろと御要望がありまして、それから前に私は質問しましたが、研究費そのもの、大学の教育予算そのもの、予算の

あり方等についてもいろいろ議論があるところなんです。

いろいろあれこれあるんですが、その中で一点にしようといんですが、大学病院の問題で、大学病院の果たす役割、これはどういうふうにかえられていましてしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) これらの一連の問題につきましましては政府委員からお答えいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 大学病院の果たす役割は、いろいろな観点からあらうかと思えますが、基本的な点を申し上げれば、学部学生の卒業前並びに卒業後におきます臨床医学の教育と研究を行う場ということになろうかと思えます。

○下田京子君 臨床医学の教育と研究を行う機関であると、それだけでしょうか。もうちょっと詳しくお述べただけませんか。

○政府委員(宮地貫一君) さらに申し上げれば、そういう教育、研究という機能のほかにも、たとえば地域の医療機関の指導的なあるいはセンター的な存在というようなことで、診療の一端を担うというようなことも非常に大きな点であらうかと思えます。

そのほか救急病院、診療所、保健所などと密接な関係を保ちながら地域医療の全体の体系を形づくっており、いわば大学の附属病院がその中心的存在として機能するということも言えるかと思えます。

○下田京子君 今度は非常にはっきりいたしました。そういう役割を担っている大学病院なんですが、定員総数と定員外の実態、大学本来の目的を果たすためにそういった状態がどうかという点では御調査されていましてか。

○政府委員(宮地貫一君) 附属病院の定員問題、特に定員外の職員問題というようにのことについては、私もどもとしてもかねてその対応にいろいろ努力をしております。たとえば在職中の職員で正規の職員として採用希望する者については、国家公務員の採

用試験の受験の勧奨をいたし、あるいはまた定員増とか定員に欠員を生じた場合には、そういう非常勤職員の適性その他を十分勘案しながら、可能な場合には正規の職員として採用するというようなことも対応をしております。これはどういふように、過去数年間においても相当数の者を正規の職員に切りかえるというように対応をしております。

なお、この問題は、定員問題全体に関係がございますので、なかなかそれを直ちに解消できるといふこともできない、大変根の深い問題であるといふことも十分承知をいたしておるわけでございまして、今後ともそういう点での努力は傾けてまいりたいと思っております。御案内のとおり、大変厳しい財政事情にあるというそういう現状から見ましても容易なことではないと、かように考えております。

○下田京子君 一部調査されているんでしようから、これは私が言うまでもなく御存じのこととしてお話し申し上げますが、昭和五十四年度でいわゆる俸給表別に予算定員ということ、予算でもって定員化されている全国の幾つかの大学病院を比較したいんですが、私がちょっと問題にしたいと思うのは秋田大学病院の場合で、秋田大学病院は六百床なんです、予算定員が何人かというところ四百四十一人。同じく山形も六百床で四百九十八名。筑波は六百床で四百九十一名。旭川歯科大が同じく六百床で四百七十八名。岐阜、六百床で四百六十三名。秋田が非常に落ち込んでいます。

この前、行管庁から何か秋田大学に行かれたそうですね。少ない中でどうやっていっているんだろうというところで行ったというのですけれども、その五十四年の段階で、いま在職職員がどういふ状況かというところで、これは病院当局が出された数字を申し上げますと、細かく言っている時間もないんですが、幾つかのところを申し上げますと、診療科のところでは定員内が六百六十四、ところが非常勤は九十六名なんです。それから中央検査部というところがありますが、これは定員内が二十五、

定員外が十二。それから中央手術室が定員内が二十、定員外が三。それから放射線、定員内が十六、非常勤が二。以下ずっとありますけれども、たとえば集中治療部というところ、これは定員内が十八名処置しているんですが、予算定員として来ているのは三十三名しかありません。だから、こういう中에서도また動かさなければならぬ。全体的に定員内職員が六百十九、ところが定員外が何と百八十二、こういう状態になっているんです。

もう予定の時間もないんで私多くを申し上げられませんが、こういう実態を調査して、これは予算措置で――財政難だというだけじゃ、大学病院本来の機能というものが発揮できないことになるんじゃないかと思うんです。そういう点で、ぜひ一つは調査をし、それから同時にその大学病院の機能が麻痺しないようにフルに動くような方向で検討いただけないかどうか。これは政治的なところですから、大臣に、御検討いただけたらどうかという点でお答えいただきたいと思います。

○委員長(降矢敬義君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(降矢敬義君) 速記を起こして。

○政府委員(宮地貫一君) 私からいままでの経過を簡単に御説明申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 簡単に答弁してください。

○政府委員(宮地貫一君) 秋田大学医学部附属病院は、先生御存じのとおり、昭和四十五年の医学部設置の翌年に県立中央病院を移管してつくったというふうな経緯があるわけでございます。御指摘の定員措置について既存のものも若干ばらつきがあるというのには御指摘のとおりでございます。私もども移管後、従来から定員の充実については、たとえば四十七年から五十五年までに、それまで四百八十名でございましたものを五百四十三名にまで、定員充実に充てたものであります。またいま御指摘の集中治療部につきましては、五十六年度予算に

おきまして新設を行って定員措置を行うというようになことで、必要な整備充実に努めてきておるわけでございます。今後もそれらの点については十分努力をしてまいりたいと、かように考えます。

○下田京子君 大臣にいく前に一点だけで終わります。

大臣の御決意を伺う前に一点申し上げたいのですが、いままでも努力もしてきたし、今後も努力していきたいという担当局長のお話、大臣、その最後のお話を承る前に、ついこの看護婦の婦長さんのお亡くなりになったという経緯があったり、いろいろ健康的に破壊されている実態が出ています。それで、看護婦さんの夜勤の回数なんですけれども、昨年のやつをずっと看護部長室で調べられたデータが私のところにあるんです。

これも細かく読む時間ありませんから申し上げますけれども、とにかく夜勤回数が毎月毎月平均九・七から十日以上なんです。こういう実態になっております。こういう点も御調査の上、改善方の努力をいただきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 私、ちょっと取り違っておるかもしれませんが、先生現地を御視察いただいた非常に詳細にお調べいただいた、本当にありがとうございました。

そこで、先生のおっしゃったいろいろな事例がありますが、行政監察もあつたようでありましてけれども、非常によくやっているとこのことを強調されておりますけれども、よくやっていると反面には、定員外が非常に多かったり、それからまた非常に勤務が過重であつたという問題も出ておるようには先生の御調査でもなっております。これは財政窮迫の上から、本当に少ない定員で能率を上げてしっかりがんばらなきゃならないことは当然であります。余りオーバー労働になりませんように適正な勤務で、しかも経費の削減が十分できるという効果を上げなければいけない、かように先生のお話から私は受けとめました。それでよろしいんですね。——ありがとうございます。

○小西博行君 教育の荒廃という問題が近年ますます

ます盛んに問題提示されているわけでありましてけれども、その中で特に、教育大学あるいは大学院の設置という私どもにとりまして非常に歓迎すべき一つの法案が出てまいりまして、教員の資質の向上ということをやつたてつております。教育の問題をずっと突き詰めてみますと、教育委員会が悪いんだとか、あるいは文部省が悪いんだとか、あるいは教員が悪いんだとかいうような不毛の議論がなされる中で、私がずっと考えてみますに、現地で教育を直接つかさどつていくのは教員であるという観点から、何としても教員の資質の向上、あるいはそれを社会的に何としても解決していかなければならないという大きな問題があるというふうに私は考えております。

兵庫教育大学というのは去年設立されました、ちょうど一年の時間が経過しているわけでありまして、けれども、従来の教育学部とずいぶん違った面があるのかどうか。私の手元には兵庫教育大学の教育課程、つまりカリキュラムがわかりあひ詳細に示されているわけなんですけれども、具体的にその辺の違いをお聞きしたいというふうに考えます。

○国務大臣(田中龍夫君) 政府委員からお答えいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 兵庫教育大学における教育は具体的にどのような効果が上がっているかというお尋ねでございますが、具体的には大学院での教育研究活動を開始いたしましたのが昨年の四月ということでございます。したがって、現在の段階でその効果を直ちに評価するというについては、なお時期尚早という感じがいたします。でございますが、私も大学院及び学部ともどもすぐれた教員の養成に資するものと期待をいたしておるわけでもございますし、また少なくとも現在入学している大学院生の間では高い評価が得られているというぐあいに聞いております。

なお、御参考までに、新聞その他で報道されておりますところから見て、現場の声といえますか、兵庫教育大学の大学院に学ぶ学生でございます

すとか、あるいは教官の声で二、三御紹介を具体的に申し上げてみますと、たとえば落ちこぼれでございます。また、校内暴力など現場の切実な問題について教官との自由な問ひかけの中で研究を深めていくことができるというように声でございます。また、あるいは子供を真に生かすにはどうすればよいのかという共通のテーマを持って入学してきた人たちが多いわけでございます。これは現場で教員を経験してきた方々でございます。そういう共通の意識が多い方々が多いわけで、そういう意味でお互いに仲間同士でもその点についての議論をし、そしてまた卒業までに何らかの手がかりをつかんで現場に帰りたいというように、そういう意味では大変積極的な意欲を持った学生がいて、そういう点で承知をしているわけでございます。

そしてまた、教官層の方にいたしまして、従来の学部の教官の場合と比べますと、そういう点が全く対応が違つてございまして、大学院の学生として入ってきている学生そのものがすでに教職を経験してきた方々で、そういう意味では大変真剣な取り組みをしている。したがって兵庫教育大学の教官の間では、大学の先生自身の方々が、言うなればばやばやしておつたのでは学生に直接に突つ込まれる点も多い。そういう意味で教官の方の取り組みも、学生の取り組みも、そういう意味での真剣、熱心さといえますか、大変真剣な場面が非常に多い。

本来、私もとしても、そういう点の一つのねらいというぐあいに考えていたわけでございますけれども、そういうようなことなど、地元の新聞その他に新しい教育大学の取材の記事等で報ぜられていそういうような具体例を一部御紹介申し上げまして、私もとしては、本来のねらいといまして、そういうような現実の具体的な問題を持つてお互いに研究さんをする機会を持つてということが非常に効果を上げるものではないかと、かように考えております。

○小西博行君 この時間割りを見ていると、ず

いぶん演習というのがたくさんあるわけですね、大学院の方ですけれども、兵庫教育大学の。そういう観点からいいますと、先生業というのは、私も多少経験がありますから思うんですけど、私も、何か専門ばか、世間を余り理解しないでもある意味では職業としてやっていると感じが実はあると思ふんです。そのために一般の生徒さんあるいは父兄の方々と対応していく場合にずいぶんずれが出てきているんじゃないか。大学でもそういう問題がございまして、できるだけ民間の優秀な方々を学校にお迎えして、そして実際の経済の問題であるとか、貿易の問題あるいは世界情勢でも結構だと思ひますが、そういう専門家をいれて積極的に教育をやっていくというのが、大学では私はかなりとられていくというふうに考えるわけなんですけれども、特にそういう専門家を養成する、一回そういう教育の畑で長い間勉強された先生をさらに教育するという場だけに、先生そのものの資質の問題、教える方ですね、それについて非常に大切な問題ではないか。そのことが恐らくこの二年間の学習の中で非常にプラスになつて現場へ帰つていけるんじゃないか、そのように考えるわけですが、それに対する考え方はいかがでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的に先ほど具体例を引いて御説明をいたしたわけでございますが、カリキュラム全体の組み方についての特色という点で、二申し上げますと、たとえば教科領域間の連携に配慮して総合的な授業科目を開設するというような点、あるいは実践面に重点を置いた課題研究を設けてその修論文研究への発展を図りますとか、そういうような教職経験でございますとか、そういう従来の研究なり教育を積み重ねをし、それが現場で十分生かされるような形で組み立てられているわけでございます。

先生ただいま御指摘のいわゆる専門ばかというようになならないように、広く経済の問題でございますとか、政治の問題でございますとか、そういう広い視野を得させるということも大変大

事なことであらうかと思ひます。恐らくそういうような点につきましては、大学当局でも十分いろいろんな面で配慮をしていることであらうかと思ひますが、そういう御示唆の点につきましても、私どもとしても教員が大体狭い世界だけで固まらななように、広い視野を持つということも非常に大切なことの一つであらうかと思ひます。十分配慮をすべきことであらうかと思ひます。

○小西博行君 大学院、普通の大学院の場合は、研究ということで研究業績を積み重ねていくというのが一番大きな目的になっていますね。この教育学の大学院というのは、そういう研究業務が主体でなくて、むしろ実際に役立つ教員像というものを想定された教育内容というふうに聞いているわけですが、その違いについて少し教えていただきますか。

○政府委員(宮地眞一君) 通常、大学院、特に研究面に重点を置いた大学院ということになりますと、大変非常に狭い領域について研究を深めるといふようなのが通例考えられる大学院のパターンと申しますか、あり方であるかと思いますが、先ほどもちょっと申し上げましたように現職教員の資質、能力の向上を図るということで、主として現職教員を受け入れて、大学院のそういう新しい形のをこの鳴門教育大学についても設けていくわけでございますが、基本的には、専攻の種類や教育課程につきましては、学校教育に関する実践的な教育研究を総合的に高度に推進できるように編成するというようなことで、先ほどもちょっと申し上げたわけでございますが、教科領域間の連携に配慮した総合的な重要科目ということとで、たとえて申しますと、言語と人間でございますとか、人間と環境、自然と文化、国際理解、教育の人間学的基礎というような全体関連する教科領域を総合したような授業科目を開設するというようなことが一つございます。

そしてまた、実践面に重点を置いた課題研究を設けるというような考え方で、たとえて申し上げますと、自主性を育てる学級経営の研究でございます

とか、あるいは科学的思考を育てる理科教育の研究とか、そういうような、具体例で申せば、そういうような面で配慮をしていくというようなことがございます。

それから教職経験を十分生かせるようにするというような形で申しますと、たとえば教授学習論でございますとか、学習の基本的課程でございますとか、そういう現職中に得た経験を生かした形で、さらに附属学校なりの授業に参画しながら研究が行えるというようなところにも重点を置いてゐるわけでございます。

そういうことで、既設のといいますが、従来ございます大学院よりもそういう面でこれが現職教員の資質、能力の向上という観点から必要なカリキュラムを編成し、また御指摘のような特定の分野で非常に深いものを求めるタイプのものでは基本的にはないという点が特色の一つというぐあいになるかと存じます。

○小西博行君　ちょっと話題を変えますけれども、理想的な教員像というのを示していただきたいんです。私自身が過去教員でありながら、果たしてどういう教員が理想的な教員かということです。ずっと悩み続けておりましたから、その辺のところを所感で結構ですから、大臣にひとつお願いしたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) 大変にむずかしい御質問でございますが、端的に私の感じておりますことは、学者と先生というものは違うんだという気がいたします。学者は個人的に深く掘り下げて、そして自己の研究のうんのうをますます深からしめたらいいんでありますが、先生というものは自分の教え子にそれをりっぱに育て上げるということが要請されます。その關係から、学生の指導に当たっては、むしろ本当に深く研究しようという情熱を割いてでも、子供を育て上げてりっぱな人間に完成するという努力が、配慮がなきゃならないし、同時にまたそのためには、人間形成に必要な広い面の常識と申しますか、そういうものが特に要請されるのではないかと。これは私の全く個人

的な学者と先生との違つた感覚でございます。
○小西博行君　じゃ政治家は先生先生とよく呼ばれますが、その後者の方に属する。人を育てる、環境をよくするといましようか、社会の中をよくする、そういう意味での先生ということになるのかと思うんですけども、もとの話に戻ります。

先ほどもから実は私ずつとこの質問を詰めて確認していきたくて思っておったんですけれども、いわゆる現職の教員が教育大学の大学院、これに進学する場合のいろんな条件、これについてお聞きたいと思っておりましたところ、下田委員の方からぜひぶん詳しく質問があり、また答弁がございましたので、大体のところは理解させていただきました。

たわけでありませうけれども、ただ一点だけ、公務員という形で給料をもらいながら、さらに高度な知識を得るために大学院へ入るわけでありませうから、だれでも受けければだれでも入れる、しかも給料はもらえるという条件は、非常におかしいというふうに私は考えているわけであります。その点が一点。

それからもう一点は、理想の教員像ということについて、先ほちょっと理想的な先生、学者というお話でお伺いしたわけでありますけれども、一般社会人の中に大変教育熱心で、しかも人格的に相当すぐれておられる方がずいぶんいらつしやるのではないか、ぜひ自分が教員になってみたいというかなり年配になっておられる方がいらつし

やるんではないだろうか。そういう方々、大学は出ておられる方の場合でございますけれども、大学院へ入って、さらにそういう勉強をしたいというときに、何かその門戸を開いておく必要があるんではないだろうか。たとえば一般入試ということとがございますけれども、ただ普通の入試と同じようにいきなりその大学院を受けるということもなかなか大変でしょうから、論文試験その他で一般の方々が教育界に参加できるような、そういう形がこれからさらに必要になってくるんではないだろうか。そのことが、さっき申し上げました先

生ばかを防止する一つの方策ではないかなというふうにも考えますが、この二点についてお考え方を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(三角哲生君) 前段の御質問でござい
ますが、先ほどもいろいろ申し上げさせていただ
いたわけでございますけれども、これは教員に限
ることはないと申うんでございますが、現職教員
としてその身分のまま給与を受けて研修をなさ
る。これは外国留学なんかの場合もあり得るかと
思いますが、これにはそれなりのけじめというも
のがどうしても必要であるし、それは教育界に限
らず通常の良識ある社会にはそういうことが当然
ある、あるべきものだ、こういうぐあいに思っ
ております。

後段の問題については大学局長の方から御答弁あると思いますが、現在、私の感じでは、大学とか専修学校とかいうところは、わりと教員の資格というものが免許状の關係がございませんので、一般の方々がそういうところにお入りになって非常に教育的な効果を上げておられるという例が見られると思っております。

○政府委員（宮地貢一君） 一般的に教員についてはもちろん免許状が必要ということが前提になるわけでございまして、お話の御趣旨を一応生かした現行制度ということで申しますと、教員資格認定試験という制度がいま行われているわけでございます。その認定試験を受けて合格しますれば、そういう方々が、そういう意味ではいわゆる専門外の方々にも教員になる道が開かれているわけでございます。

あるいはお尋ねの御趣旨は、大学を出ておつてさらに大学院へ入る場合に、一般社会人にも積極的に開放したらどうかというような御趣旨のようにも伺つたわけでございますが、この新しい今回御提案申し上げておる鳴門教育大学を含めまして、上越、兵庫も同様でございますが、入学定員が三百人ということになっておりまして、現職教員からの受け入れをほぼ三分の二ということで考えているわけでございます。残りの入学定員の中

で、これは学部からストリートに大学に入ってくるという者ももちろん考えられるわけですが、ただいま御示唆のご意見をいただきましたが、社会人が積極的に入ってこれるように何かそこで工夫をすべきでないかというの、確かに考え方はしてはそういう考えも取り入れるべきものではないかと思ひます。

なお、現職教員の大学院の入学試験に際しましては、現職教員の立場ということを配慮した、いろいろのことからも配慮はいたしておるわけですが、社会人が入る場合の対応ということも研究を要する一つの御指摘ではないかと、かように考えます。

○小西博行君 免許状の件です。教員の免許状というのがもちろんございます。県の採用試験ということで合格されて、そして教員をやらせるわけでございますが、自動車は大体三年に一回免許証の更新ということでチェックされるわけでありまして、けれども、この免許状の審査というものは、これから先何かの形でやっていく必要があるのではないかというふうな、こんなふうに考えるわけですが、いかがでございますか。

○政府委員(宮地貫一君) 教員免許の更新の問題については、従来から民社党の先生方からそういう御質疑を受けているわけでございますが、そういう御提案の趣旨も理解できる点もあるわけでございます。しかしながら、これは教員全体の身分なり給与なり、制度の非常に基本にかかわる問題でございます。その対応としてはきわめて慎重に検討する必要があるのではないかと、かように考えております。

○小西博行君 慎重に積極的にひとつ検討していただきたいというように思ひます。

先ほど入学時のいろいろな条件という話をさせていただきましたが、さらに大学院へ現職の先生方が入られて、そして二年間の勉学をするわけでありまして、その途中で、たとえばいろいろな事情によりまして退学をするとか、あるいは卒業後にもとの教員に帰らないで別方向にみずから

就職をしていくという、こういう現象が実際あらわれてくるのではないかなという感じが実はしております。そういう意味で、それに対する対応の仕方といひますか、たとえば兵庫大学あたりでそういう実際の事例があれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど申しましたように、兵庫教育大学の場合、昨年度からスタートをしたところでございまして、具体の事例についてはまだ承知いたしておりません。

○政府委員(三角哲生君) やはりこれは現職教育でございますから、大学院での教育研究の結果を現場へ持って帰ってもらいたいというのが当然の基本なことでございまして、そこで先ほどの基準の一つの例としても、入学志願者が大学院修了後にも当該都道府県において教員として勤務する意思を有するというふうなことを述べておるわけでございます。ですから、御指摘のように卒業後今度気が変わってほかへ行きたいと退職を申し出るということは、私も、しっかりと先生たちがあえて志願してこういう制度に乗っていくわけでございますから、そういうことは通常あり得ないと考えておりますし、またそんなことがないことを期待しておるわけでございますが、あまたある中でそういうふうな退職を申し出たというふうなことがありますと、これは法律上ぎりぎりした議論になりますと、これを拒否するということは事実上、法律上はできないと、こういう結果になるわけでございますが、私も、そここのところは先生方からでございますから、良識を持って出処進退はきちんとしていただきたいと、こういうことを考えておるわけでございます。

それから途中で退学なさったという場合は、これは県教委、市町村教委などにおきまして、その時点で現場復帰が通常だと思ひますが、現場復帰などの必要な措置を考へてあげると、こういうことになるのであらうというふうに考へております。

○小西博行君 その問題は、都道府県の教育委員

会で打ち合わせといひますか、確約書みたいな形で何かはつきりしたものがございまして、そうですね。たとえば退学もですが、留年というふうな場合、勉強しなくて留年したというふうな場合です。

○政府委員(三角哲生君) 留年の場合につきましては、原則としてそういう場合に派遣期間をそれによって延ばすというふうなことは認めないものといたしまして、これは市町村の教育委員会が県の教育委員会と協議して、特に必要があると認める場合は例外的に延長はできると、こういう指導はしておりますけれども、原則は留年は認めない、こういうことになっております。

○小西博行君 その県の教育委員会あたりの指導の仕方がそれぞれ県によってもかなり違うんじゃないかという感じがするわけなんです。そういう意味で、文部省が一応指導する責任はあるということに当然なるわけでありまして、その辺の文部省の見解というものは、この程度までこういうふうにしてもらいたいというのがすでにあるんじゃないか、もしあれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(三角哲生君) 五十四年に文部省の方から各都道府県の方にいたしました通達の中で在学中の取り扱いについて述べておるのでございまして、そこでは、派遣された教員が二年間の所定期間で大学院を終了できない場合には、原則として派遣期間の延長は認めないものとすること、ただし市町村教委が都道府県教委と協議して特に必要があると認める場合は延長することができるとすること、これだけを一つの基準にしております。二年間で所定の計画が終了できないというケースがありまして、通常は認めないわけですが、ごいいますけれども、何らかの理由で、単に研究がきちんとは行われないために二年で終わらなかつたというんじやなくて、中には若干延長してももう少し研究を完成するといふようなケースもないわけではないでございまして、そういう例外的なケースについては、特に詮議をして状況によつ

ては認めることができるという、そういう対応にしておりますが、原則はやはり二年は二年でやっていただく。そういうことにしませんと、また次に出る方の差し支えにもなるかと、いろいろ影響があるというところでございまして、原則でいたしておるということでございまして。

○小西博行君 これは教育大学の例じゃございませぬけれども、たとえば鉄鋼大学だとか能率短大だとか、民間から選ばれてその大学へ入って二年間勉強するといふ、これは大学院じゃございませぬけれども、そういうシステムがあるわけですね。その中で、これは大学での落ちこぼれということなんですけれども、当然大学院の中でも何かそういう形を明確にしておかないと、これは三年も四年もおれるわけじゃないでしょうか。問題は、これが先出てくるんじゃないか。同時に、卒業した方々に対して何かその後、たとえば論文を提出してもらおうとか、その後の実態について報告書を出してもらおうとか、そういうふうなことはございまして、どうでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 基本的には、大学院で研修をした成果につきましては、それぞれの教員が自分自身の学識なり指導力なりを高めているわけでございますから、そういう姿で卒業後の現場での教育実践に生かしていただくということが期待される。これが基本でございますが、いま御指摘のような研修成果そのものについて、どういふぐあいにこれを把握し、そして把握した結果をまた活用していくかという問題は、これは早晩卒業生が出るわけでございますので、一つの研究課題かと存じますし、これは教育委員会側からのそういう検討もございまして、よく考えられるか、そのものでもどんなふうなことを考えられるか、両々ひとつ相談を必要に応じてはして、研究をしてみたい問題であると、こういうぐあいに思っております。

○小西博行君 この間新聞見ますと、医者が卒業するまでに大体四千八百万という。これも学校によって全部違うと思ひますけれども、大体四千八

百万前後ぐらゐの金がかかるというふうな新聞で見たわけですが、この大学院、二年間で大体一人当たりの費用といえますが、二年間養成するための費用というのは、大まかで結構ですけれども、おわかりでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) ただいま具体的な資料の持ち合わせがございませんので、具体的な数字ではお答えはできません。具体的には、官組織にいたして、言うなれば学年進行中というところで、整備がこれから順次行われていくわけですので、この大学が完成年度に達した時点で、年間の経常経費と申しますか、経常経費についての大体額が確定いたしますれば、大体一人当たりの経費というものがその時点では明確に御報告できることになろうかと思ひます。

○小西博行君 少し視点を変えますけれども、実際に教員になる資格というのは、何も教育大学を出なくても、一般の教育課程、先生になるための必修科目をとって、そして教生をすれば教員になるわけですね。私はいつも思うんですが、いい教員をとにかくつくっていかなくいかぬという前提に立って、教育大学をちゃんと出られた人がりっぱな先生として進んでいくのか。あるいはかえって工学部だとかあるいは文学部だとか、全然直接教育と関係ない学生さんが教育に必要な単位をとって教員になっておられるという方がずいぶんいらっしゃるような気がするんですね。そういう意味で、ますますおわかりかどうかは、突然の質問ですからわかりませんが、そういう比率みたいなものはデータとして文部省なんかにはあるんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) いわゆる教員養成大学学部卒業生が教員になるケースと、そうでなくて、一般学部と申しますか、理学部、工学部その他の一般学部を出まして教員になる場合——戦後の教員養成について開放制をとっておるわけでございますが、もちろん一般学部の卒業生も教職に關する科目をとっていただければ免許取得というところは可能なわけでございます。当然にそうい

う方々も教員になつてゐるわけでございます。

ただいま詳細な資料というものを手元に持ち合せていないわけでございますが、一般的なことで申し上げますと、小学校の先生の場合で申しますと、これは専門的な教員養成大学学部の卒業生が主として教員になるということが一般的な傾向としては言えるわけでございます。と申しますのは、御案内のとおり、小学校の場合には全教科担任ということが原則でございますので、目的大学でないとなかなか小学校教員の免許状がとれないというのが現実でございます。

それに比べて、中学校、高等学校、特に高等学校になればそうであらうかと思ひますが、教科担任がもちろん原則でございます。したがって、工学部等の卒業の方が理科の先生になるというようなケースも考えられますし、その点は必ずしも一概にどちらがよりよい教師の養成になるかというのとは、なかなかその点は一概には申せない点もあるかと思ひますけれども、中学校、高等学校について言えば、もちろん一般学部の卒業生でりっぱな先生方もいるかと思ひます。

数字の点についてちょっと御説明申し上げるだけの材料をいま手元に持ち合わせておりません。○小西博行君 私、教員というのは、いまさっきから申し上げておられますように、いろいろな経験を豊富に持つておられる方々が正常な教育をしていただく、特に小学生のような子供さんの場合はもちろん当然でありますから、今度の特に大学院大学、この辺で再教育をされる先生方が本當にりっぱな方々であれば、問題が別にならないのではないかな、むしろそういうところに力を入れていただきたいな、そう思ひますけれども、これは一般質問の方でいろいろやらしていただきたいと思ひます。

ことを耳にしたわけでありまして、かなりいろいろなデータもつかんでおるわけでありまして、けれども、そういう問題を考える場合にも、これから先の特に教員養成というものは、文部省そのものがもっと情報を集めていただいて、もっと勉強して、そして具体的な法律の内部でやれる範囲を密にやってもらいたい。

こういう問題がいっぱいある中で、やれ放送大学であるとか、あるいは教育大学であるとかいうような、そういうような法案が次々出てきて、当然審議するわけですが、いまの教育をどうするかという一番基本的な問題をもっと真真正正から見詰めて、そしてそれこそ本當に政治生命といたしまして、命をかけてやっても構はないと、これは大変大きな問題で、とても改善できるものではないというふうな、私自身が実感を持っています。報告させていただいておるわけでありまして、したがって、何としても今度の教育大学あるいはその大学院、この問題に対してはもっともっと積極的に進めていただきたいというふうに考えます。

特に、私はもっと具体的に話を聞きたいんですけれども、たとえば学校へ入った場合のいろいろな授業料とか、その他のいろいろな経費の問題があるんじゃないか。この辺のところを私、勉強あんまりしていませんが、お聞かせ願ひたいと思ひます。現職ですから当然給料は出るんだと思ひます。そして月謝、学生会費その他いろいろかかると思ひますが、そういうような経費は大体どの程度一カ月かかるんでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 授業料の負担の問題でお尋ねがあったわけですが、大学におきましては、もちろんほかの学生と同様に、本人から検定料、入学料、授業料を徴収するということが行われるわけでございます。実質的なその負担はだれが行うのか。たとえば、教育委員会その他というふうなことが考えられなくもないわけですが、大学側としては、その点は本人から徴収をしております、特にその点の調査はいたして

おりません。

○小西博行君 奨学制度とかあるんですね。○政府委員(宮地貫一君) 現職教員で入っております場合、恐らくその場合の奨学制度はどうかというお尋ねであらうかと思ひますが、これは現実に収入が保証されている方々でございますので、奨学制度の適用の対象にはたいたまのところ考えられない、かように考えております。

○小西博行君 教育大学の件は、その程度にとどめておきたいというふうに考えます。

もう一点だけお話をちょっとお聞かせ願ひたいんですけれども、たとえば岡崎国立共同研究機構の新設ですね、それから先ほどお話がございました宇宙科学研究所の新設、こういうお話がございましたに内容的に、私は科学技術特別委員会にも所属しておりますが、たとえば理化学研究所と今度できます岡崎共同研究機構、この辺が非常に機能的に似通った部分があるんじゃないか。内容的に見ましても、「基礎生物学研究所」及び「生理学研究」所と書いておられます。私は何となくそういう感じがするわけなんです。宇宙関係でもそうだと思うんです。これは科学技術の方でもいろいろやっておられます。その目的の違いですね。科学技術ではなぜこういうことをやっているか。これは科学技術の方へ聞かなければいけませんけれども、文部省でやっているそういう研究機関との違いですね、この辺をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松浦泰次郎君) 一般的に申し上げまして、文部省の所管します大学サイドの研究は、先生も御存じのとおりでございますが、研究者の自由な発想に基づく先駆的、独創的な基礎研究を中心展開することを特色としております。また同時に、これらの機関は人材の養成にも寄与しているものでございます。これに對しまして、各省庁所管の研究施設は、当該省庁の行政上の目的に基づく具体的な課題を中心として、主として応用的開発的な研究を行うという趣旨のものでございます。

このように、両者はその目的、性格が異なっており、重複することはないと考へておるのでございませうけれども、しかし先生御指摘のように、実際問題として類似の分野もあるわけございませう、それぞれ必要の協力を図りながら、特色を生かしながら進むべきものと、こういうふうな考へております。

具体的に法文で申し上げますと、いま先生御指摘のございました理化学研究所は、理化学研究所法によりまして、「目的」といたしまして、「科学技術に関する試験研究を総合的に行ない、及びその成果を普及することを目的とする。」というので、これは非常に幅の広い事業が行われておると聞いておりますけれども、やはり中心は技術を志向するような研究というふうなことでございませう。

それに対してまして、岡崎の新しく御提案を申し上げております設置法の九条の四、九条の五、条文が一号ずつありますが、「国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、次項の表に掲げる研究所を一体的に運営して同表に掲げる研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で当該研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、岡崎国立共同研究機構を置く。」という規定がございまして、その次の項に三研究所の名称と目的が書いてございませう。そのようなことでございまして、学術研究というふうな観点を中心になつてゐるわけでございます。しかし、現実にはやや類似の面もあることは否定できないかと存する次第でございませう。

ただ、この設置につきましても、昭和四十年の日本学術会議の総理大臣に対する勧告によりまして、分子科学研究所の設立が提唱され、また翌年に生物研究所、それから四十二年に人体基礎生理学研究所の設立というものが勧告されました、四十八年に学術審議会がその三研究機関を緊急に設立することを文部大臣に勧告いたしました。そのような経過をたどつてきたものでございませう。

そのようなことから、全国的な観点、あるいは世界の学術研究との関連等から考へまして、この三研究所が日本に必要である、これを緊急に措置してこの面の学術研究を積極的に推進するようにというふうな考へ方に基づいてできたものと思へてゐる次第でございませう。

○小西博行君　つまり、一番詳しい局長さんでもなかなか領域を分けて機能的にはつきり明確に説明するのがむずかしいぐらい、内容的に大変に通つてゐるんじゃないかというふうに私は理解してゐるんです。もちろん研究者ですから、自由な発想というのは、これは理化学研究所だつて、おまえのところは全然自由な発想ないじゃないか、ただ産業に対する応用編だというふうな言い方しますと、これは筋が全然狂つてきます。

実は、大変優秀な研究開発をそこでやつてゐるわけですね。私も実は行くまではわからなかつたんですけれども、四百五十名ぐらいでしようか、その中で二百五、六十人が学位を持って、しかも世界的な学者というのが数名いらっしゃるんですね。腸内菌の研究をやつておられます光岡先生あたりもそうです。そういう意味で、何としてもこの辺の機能的な統合というものがもっとうまくできないんだらうか。これは私、中川長官にもしよつちゅう言つてゐるわけなんです。もちろんこれは通産にも関係するわけですね、工業技術院という問題になります。

そういうことで、何かしら一つのプロジェクト、研究目標を与えてやつていく、そういうものをやらなければ、何となくお互い、特に大学になりますと、いろんな機関で自由な発想でやるといふことは非常に結構なことなだけども、現実にはその投資に対する効果というのは大変期待したい分野が出てくるんじゃないだろうか。そういう面でもここにありますこの設置、これにもともと反対しておるんじゃないか、もう少し内容的に煮詰めていく必要があるんじゃないか。局長さんも御存じのように、湯川先生とか朝永先生、ノーベル賞いただきましつた方々な先生ですが、この先

生も客員教授でこの理化学研究所へ所属しておつたわけですね。そして、すばらしい研究を進めていつてゐるといふ実態なんですね。そういう意味で、私は残念ながら、いまここに提案されてゐるそれぞれの研究所には行つたこととはございませう。だから、これからまた行かしていただいて、いろんな勉強をさせていただきたいと思ふんですけれども、その辺の専門的な機能、私は言葉では幾らでも言えると思うんですけれども、現実にはそれをもっと整理して、もっとやりやすいような形で、同じ研究をやるんなら、そういう体制にしたつてもっと効率的ではないか、そう思ひますので、特に要望ということでお伝えしておきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

○國務大臣(田中龍夫君)　小西委員からの御質問、われわれも同感でございませう。

そういうことから、われわれが同じような研究を至るところでやつておるといふことに對して、特に大蔵當局を初め、非常に不経済また浪費だ、こつちういふふうな批判があります。しかしそういう中におきましても、大局的には、まず第一点は、文部省の研究機関が非常に大きな他と違つた使命を持つてゐるのは、後継者の養成という使命です。それからもう一つは、よその応用研究なり工業化研究とは違ひまして、あくまでも基礎研究であるということでございます。そういうところから、たくさんさんの研究機関が重複してやつておるといふ現状に對して、政府の最高機関としては科学技術会議といふものをつくりまして、そうしてその辺を、最高の権威者から、しかも科学技術会議で非常に厳しく一件一件の研究のテーマまでスクリーンにかけまして、そうしてあくまでも重複を避けて、そうしてつらばな成果を得られるように、政府の中においても機構をつつておるわけでありませう。われわれは、科学技術会議がさらに一層機能を充実するように、概括的には関係各省の關係大臣が今度は分派え役に入りまして、合理的な研究をするように進めてまいつておるわけ

でございます。

しかし、またもう一つ、科学技術の研究というもの、それは、そう合理的に割り切れるものでないことは先生一番よく御承知のとおりでありまして、同じような研究がたくさんあるのによつてやられておる。そういう事實は、いま御指摘になりましたたとえば大腸菌の中のバクテリアの研究なんかでも、これは一つ分子が違つたら全く違つた方向の多種多様な研究が出るわけでありませう。そういう關係から、私も戦時中から理研の關係に關与いたしまして、軍需省の総動員研究命令の責任者でございまして、あのころのいろんな研究機関の研究なんかでも、あの戦時中でさえ、たとえばトルオールを使わざる染料の研究なんというものは、七種類ぐらゐ同じような研究をやつた結果その中で大きな成果を得ております。研究というものが、そういうふうな一つのものをピックアップして、それだけに任せられないところにまた無限大の一つの広がりがあるわけでありまして、そういう点で、できるだけ合理化し、できるだけ効果を上げるように、政府といたしまして、科学技術會議を大いに強化して、そうして一方においては各省庁の研究機関を調整し、他方においては大学の研究を推進する。科学技術會議は、内閣総理大臣のもとに両方を踏まえた科学技術の最高機関である、こつちういふことにいたしたわけでございます。どうぞ御協力をいただきます。

○委員長(降矢敬義君)　以上で本案に対する本日の審査はこの程度とし、これにて散會いたします。

午後四時五十四分散會

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に關する請願(第一六五〇号)
- 一、學級編制基準改善等に関する請願(第一六五一号)(第一六八二号)(第一六八三号)
- 一、教育における男女平等に関する請願(第一

七〇一号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第一七〇二号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七五五号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七五〇号)(第一七五一号)(第一七六八号)(第一七六九号)

一、国立身体障害者短期大学(仮称)設立構想に関する請願(第一七八五号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一七九三号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第一七九四号)

一、国立身体障害者短期大学(仮称)設立構想に関する請願(第一八〇四号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一八〇六号)(第一八〇七号)(第一八三三号)(第一八三六号)(第一八三七号)

一、教育における男女平等に関する請願(第一八六〇号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第一八七六号)(第一八八五号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一九三三号)(第一九四八号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女平等は正に關する請願(第一九五〇号)

第一六五〇号 昭和五十六年三月二十日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等は正に關する請願(一通)

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町大田一六〇
食品鈴子外八千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一六五一号 昭和五十六年三月二十日受理
学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 福井市花堂中三ノ七ノ二四 出口
とみ子外七千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一六八二号 昭和五十六年三月二十日受理
学級編制基準改善等に関する請願(一通)

請願者 三重県度会郡南島村山一、〇五
二 田中由紀美外九百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一六八三号 昭和五十六年三月二十日受理
学級編制基準改善等に関する請願(五通)

請願者 山口県岩国市牛野谷町二ノ七ノ三
三 藤沢琢郎外一千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七〇一号 昭和五十六年三月二十日受理
教育における男女平等に関する請願(一通)

請願者 東京都日野市程久保六五〇ノ五二
ノ一〇五 中野鈴子外一名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

第一七〇二号 昭和五十六年三月二十日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡塩谷町大宮一、一五
二 安藤忠男外十三名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第一七一五号 昭和五十六年三月二十日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 名古屋市中区紅雲町三九 松本桂
子外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七二八号 昭和五十六年三月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(五通)

請願者 横浜市神奈川区片倉町七二四ノ五
一片倉台団地一ノ三ノ五〇五・勝
間田鴻子外四百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七二九号 昭和五十六年三月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(四通)

請願者 福井県遠敷郡上中町熊川 宮川直
美外千九百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七五〇号 昭和五十六年三月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 三重県度会郡度会町棚橋一、三六
〇 金谷八代外四百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七五十一号 昭和五十六年三月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(三通)

請願者 横浜市港南区上永谷六ノ七ノ四三
杉沢一夫外千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七六八号 昭和五十六年三月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区向陽町一ノ一九ノ
一 橋本幸子外千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

請願者 三重県四日市市三ツ谷町四ノ一八
布引朋子外二千四百九十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七八五号 昭和五十六年三月二十四日受理
国立身体障害者短期大学(仮称)設立構想に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋二ノ六〇ノ一
八筑波身障者短大構想に反対する
連絡会内 古賀典夫

紹介議員 前島英三郎君

国立身体障害者短期大学の設立構想を白紙にもどされたい。

理由

我々は、今年の国際障害者年のテーマともなっている障害者の社会への「完全参加と平等」を目指し、障害者と健全者が共に学ぶ教育(統合教育)や、障害者の働く権利の保障、職業選択の自由などの実現のため、取り組んでいる。ところが、この願いに反して文部省及び筑波大学関係者は、聴覚障害者(以下「聴障者」という)と視覚障害者(以下「視障者」という)だけを集める国立の身体障害者短期大学(仮称)の計画を進めている。この計画は筑波大学の特殊教育関係者らほんの一部の者により聴障者、視障者、ろう学校や盲学校の現場の声に耳を傾ける姿勢もほとんどとられないことなく進められ、一九八三年の開学を目指し、計画も着々と具体化してきた。しかしながらこの計画は障害者が本当に望んでいるものとは全く反するもので、次の理由からこの短大設立構想を白紙にもどすべきである。(一)アメリカ、イギリスといった欧米の先進国においては障害者(児)教育の基本は「統合教育」になりつつあるが、日本においては分離教育がその基本におかれており、筑波大学関係者は、わざわざ渡航調査してきたにもかかわらずこの点を全く無視している。現状の日本に身障者だけの短大をつくることは「完全参加と平等」の

精神に反することであり、健全者と障害者をまます引き離すこととなる。(一)一部の大学、専門学校に障害者が徐々に入学できるようになつてきたが、現状はあまりにも厳しく、毎年何人もの障害者が受験を拒否されている。また、障害者は身障者大学をつくつてそこに入れるべきであるとの声も強く、このような状況において障害者だけの短大がつくられることは一般大学の障害者の受入れに重大な悪影響を与えることになる。事実、この短大がつくられることを理由に受入れを拒否したり、そのような発言をする大学もある。(二)聴障者にとつてはこの短大はろう学校専攻科の延長にすぎない技術教育だけの内容で、そのため、ろう学校専攻科などとの間に格差を生みだすだけであり、聴障者の職業を限定し、職域を狭める原因となる。また、一般の人の交流のない分離教育であるため、技術を取得しても社会にでてからの人間関係をますます難しくする原因となる。(四)現在の鍼灸短大の設置基準は、三療(あん摩、はり、きゆう)からあん摩を切り捨てている。この短大の鍼灸科創設及び健全者の鍼灸大学の設立により、盲学校専攻科などとの間に格差がつけられ、そのため免許上、就職上の格差が生まれ、ひいては、はり、きゆうの免許は短大卒以上でなければ取れなくなり、大多数の視障者は、はり、きゆうの仕事ができなくなる恐れがある。すべての身障者が職業を自由に選択でき、専門学校、学校をはじめ、あらゆる一般教育機関で健全者と共に学べ、お互いを知り、尊重しあうことができるような社会を築いていくべきである。

第一七九三号 昭和五十六年三月二十四日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 石川県松任市蕨城一ノ七ノ九 西

川千代外二千九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一七九四号 昭和五十六年三月二十四日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願
請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川
栄一外十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

第一八〇四号 昭和五十六年三月二十四日受理
国立身体障害者短期大学(仮称)設立構想に関する請願
請願者 東京都豊島区南池袋四ノ一九ノ一
四田中荘内 寄田哲
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一七八五号と同じである。

第一八〇六号 昭和五十六年三月二十四日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 愛知県豊田市中町中郷七七 鈴木
裕子外五千九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八〇七号 昭和五十六年三月二十四日受理
学級編制基準改善等に関する請願(五通)
請願者 岡山県笠岡市甲賀一、〇五〇ノ一
八 池田敏夫外二千四百九十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八三三三号 昭和五十六年三月二十五日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)
請願者 岐阜市市町二ノ五 藤本テリ子外
三万七千三百七十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八三六号 昭和五十六年三月二十五日受理
学級編制基準改善等に関する請願(十通)
請願者 広島県賀茂郡豊栄町乃美三、三八
四 藤原豊子外六千九百九十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八三七号 昭和五十六年三月二十五日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)
請願者 静岡県浜北市小松二、六九六 原
田かず子外九百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八六〇号 昭和五十六年三月二十五日受理
教育における男女平等に関する請願(二通)
請願者 東京都文京区白山四ノ二九ノ二
高松正子外十一名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第一四二三号と同じである。

第一八七六号 昭和五十六年三月二十五日受理
学級編制基準改善等に関する請願(五通)
請願者 横浜市区区万騎が原五一 黒沢幸
子外四千九百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八八五号 昭和五十六年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 愛知県刈谷市丸田町三ノ三三 原
田きよ子外四千九百九十名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八九五号 昭和五十六年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願(十通)
請願者 横浜市区井土ヶ谷町三五ノ一二
ノ五〇五 広瀬秀子外五千四百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一八九六号 昭和五十六年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願(十通)
請願者 北海道小樽市塩谷四ノ九四 奥村
恵美子外七千名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一九三三三号 昭和五十六年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願(七通)
請願者 新潟県北魚沼郡湯之谷村下折立
伊藤陽子外三千四百九十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一九四八号 昭和五十六年三月二十六日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)
請願者 愛知県知立市弘法町丁風六二ノ一
三 蒲原曉美外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第一九五〇号 昭和五十六年三月二十六日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に関する請願(一通)
請願者 三重県志摩郡浜島町浜島一、三三三
〇ノ二〇 大角八州外九百九十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

昭和五十六年四月二十五日印刷

昭和五十六年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局